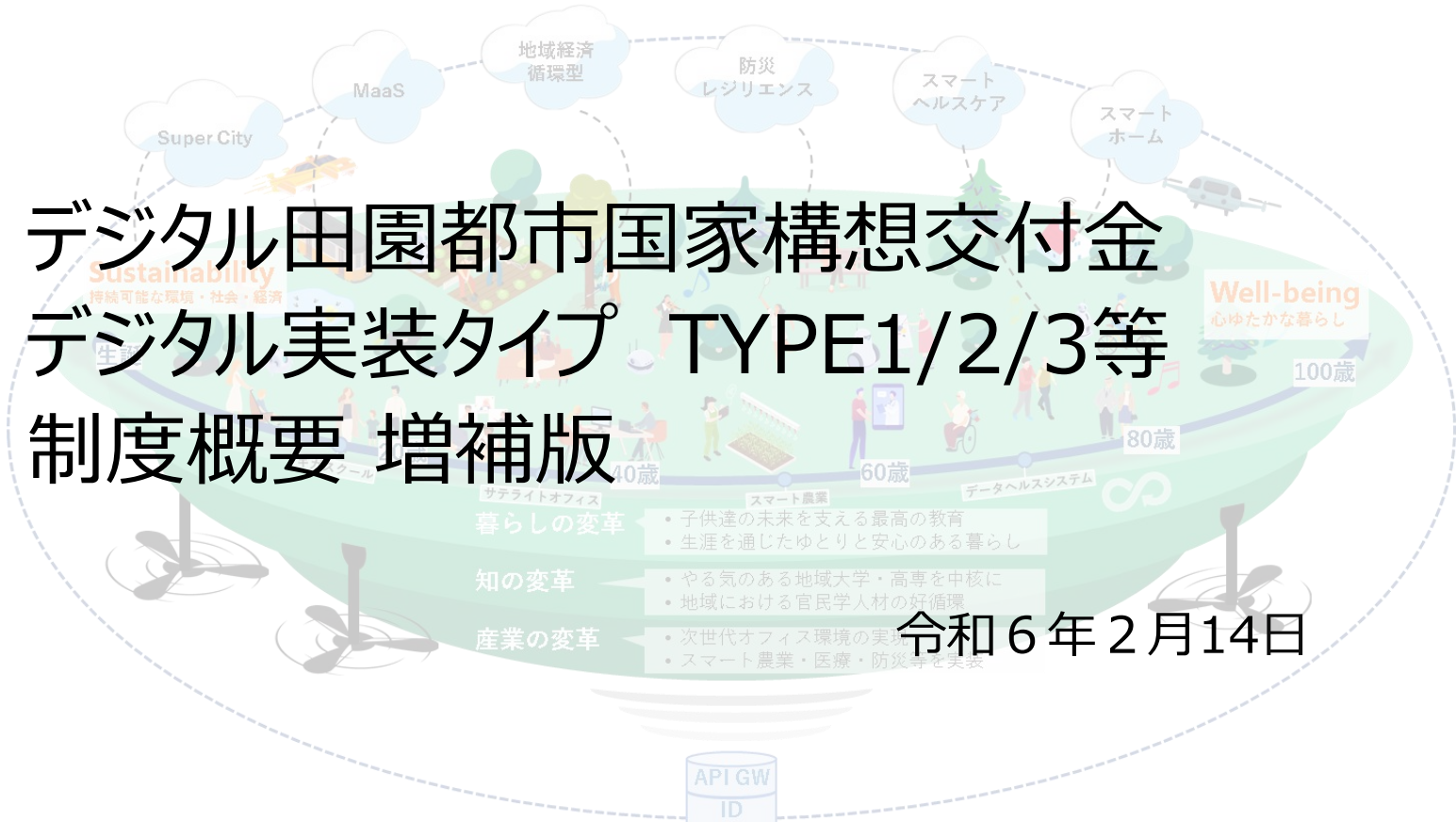


# デジタル田園都市国家構想交付金 デジタル実装タイプ TYPE1/2/3等 制度概要 増補版



- 暮らしの変革
  - 子供達の未来を支える最高の教育
  - 生涯を通じたゆとりと安心のある暮らし
- 知の変革
  - やる気のある地域大学・高専を中核に
  - 地域における官民学人材の好循環
- 産業の変革
  - 次世代オフィス環境の実現
  - スマート農業・医療・防災等と実装

令和6年2月14日

内閣府 地方創生推進室 によるサービスの相互連携  
 内閣官房 デジタル田園都市国家構想実現会議事務局  
 デジタル行財政改革会議事務局  
 デジタル庁 国民向けサービスグループ



デジタル田園都市国家構想

DIGIDEN

1. 「デジタル田園都市国家構想交付金」の概要 (P.2)
2. デジタル実装タイプの優遇措置について (P.7)
  - 2-1. 共通化・標準化の推進
  - 2-2. マイナンバーカードの利活用
  - 2-3. スタートアップの活用
  - 2-4. 地域間連携の促進
  - 2-5. 政策・施策間連携の推進
3. デジタル実装タイプ：TYPE1/2/3の共通要件 (P.36)
4. デジタル実装タイプ：各TYPEの要件 (P.42)
  - 4-1. TYPE1
  - 4-2. TYPE2/3

【補足】データ連携基盤について

【補足】Well-being指標について

【補足】デジタル実装タイプと地方創生推進タイプの違い
5. 【参考】実施計画作成にあたるポイント (P.92)
6. 【関連事業】デジタル実装計画策定支援事業 (P.98)
7. デジタル実装タイプ：TYPE1/2/3等のスケジュール (P.102)
8. 予告 (P.103)
  - 8-1. 各府省施策との連携について
  - 8-2. TYPES (デジタル行財政改革先行挑戦型)

# 1. 「デジタル田園都市国家構想交付金」の概要



デジタル田園都市国家構想の実現による地方の社会課題解決・魅力向上の取組を加速化・深化する観点から、「デジタル田園都市国家構想交付金」により、各地方公共団体の意欲的な取組を支援

デジタル田園都市国家構想交付金 R6要求：1,200億円、R5補正：735億円

## デジタル実装タイプ

- ▶ デジタル技術を活用し、地方の活性化や行政・公的サービスの高度化・効率化を推進するため、デジタル実装に必要な経費などを支援。

書かない窓口



地域アプリ



遠隔医療



## 地方創生拠点整備タイプ

- ▶ 観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する拠点施設の整備などを支援。

道の駅に隣接した観光拠点



子育て支援施設



スタートアップ支援拠点



## 地方創生推進タイプ

- ▶ 観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する取組などを支援。
  - ・ 地方版総合戦略に位置付けられた地方公共団体の自主的・主体的な取組を支援（最長5年間）
  - ・ 東京圏からのUIターン促進及び地方の担い手不足対策
  - ・ 省庁の所管を超える2種類以上の施設（道・污水处理施設・港）の一体的な整備

## 地域産業構造転換インフラ整備推進タイプ（仮称）

- ▶ 産業構造転換の加速化に資する半導体等の大規模な生産拠点整備について、関連インフラの整備への機動的かつ追加的な支援を創設。

大規模生産拠点  
整備プロジェクト

選定

プロジェクト  
選定会議

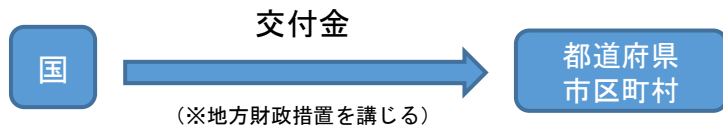
# デジタル田園都市国家構想交付金（内閣府地方創生推進室・地方創生推進事務局）

## 令和5年度補正予算額 735億円

### 事業概要・目的

- 「デジタル田園都市国家構想交付金」により、デジタル田園都市国家構想の実現による地方の社会課題解決・魅力向上の取組を加速化・深化する。
- デジタル技術を活用し、地方の活性化や行政・公的サービスの高度化・効率化を推進するため、デジタル実装に必要な経費などを支援する。
- 「デジタル行財政改革」の改革分野における社会変革につながるような先行モデル的な取組を支援する。

### 資金の流れ



(注1) デジタル実装タイプの交付割合は以下の通り。

- ・ TYPE1及びTYPE2 : 1/2
- ・ TYPE3 : 2/3
- ・ TYPES : 3/4
- ・ 地方創生テレワーク型 : 2/3又は1/2

(注2) 地方創生拠点整備タイプ/地方創生推進タイプの交付割合は1/2。

(注3) 地域産業構造転換インフラ整備推進タイプ(仮称)の交付割合は5.5/10等。

### 事業イメージ・具体例

#### ○主な対象事業

#### 【デジタル実装タイプ】

デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けて、以下の取組を行う地方公共団体に対し、その事業の立ち上げに必要な経費を支援。

- ・ 他の地域等で既に確立されている優良なモデル・サービスを活用して迅速に横展開する取組 (TYPE1)
- ・ オープンなデータ連携基盤を活用し、複数のサービス実装を伴う、モデルケースとなり得る取組 (TYPE2)
- ・ (TYPE2の要件を満たす) デジタル社会変革による地域の暮らしの維持に繋がり、かつ総合評価が優れている取組 (TYPE3)
- ・ 「デジタル行財政改革」の基本的考え方に合致し、将来的に国や地方の統一的・標準的なデジタル基盤への横展開につながる見込みのある地方自治体の先行モデル的な取組 (TYPES) ※利用者起点及びEBPMに基づく公共サービスに関する調査・支援事業を含む。
- ・ サテライトオフィスの整備・利用促進等 (地方創生テレワーク型)

#### 【地方創生拠点整備タイプ】

デジタルの活用などによる観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する拠点施設の整備などを支援。

#### 【地域産業構造転換インフラ整備推進タイプ(仮称)】

半導体等の戦略分野に関する国家プロジェクトの生産拠点の整備に際し、必要となる関連インフラの整備を機動的かつ追加的に支援。

#### 【地方創生推進タイプ】

万博の開催を契機として、各都道府県において新たに実施する地方創生に資する取組を支援。

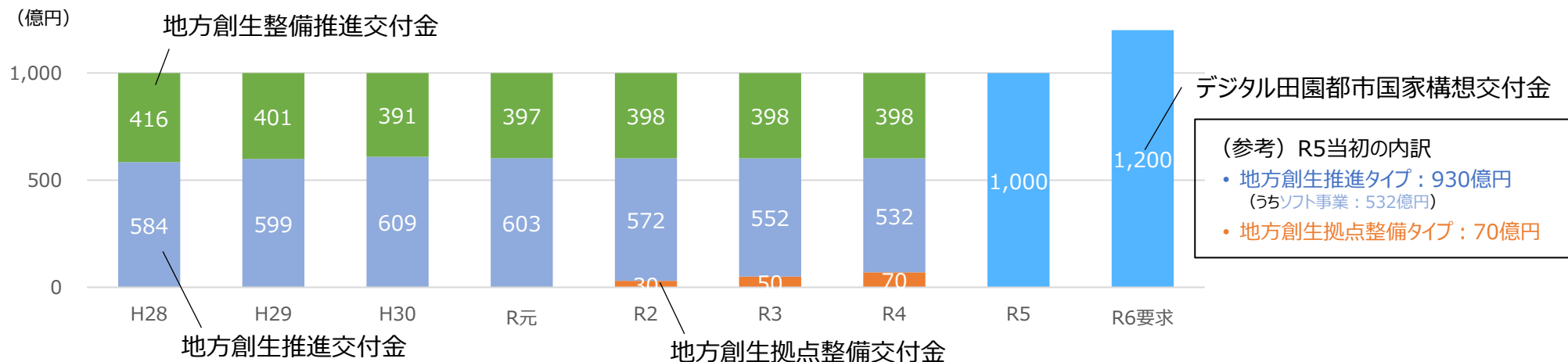
### 期待される効果

- 地方からデジタルの実装を進めるとともに、地方における安定した雇用創出など地方創生の推進に寄与する取組を進め、「デジタル田園都市国家構想」を推進する。

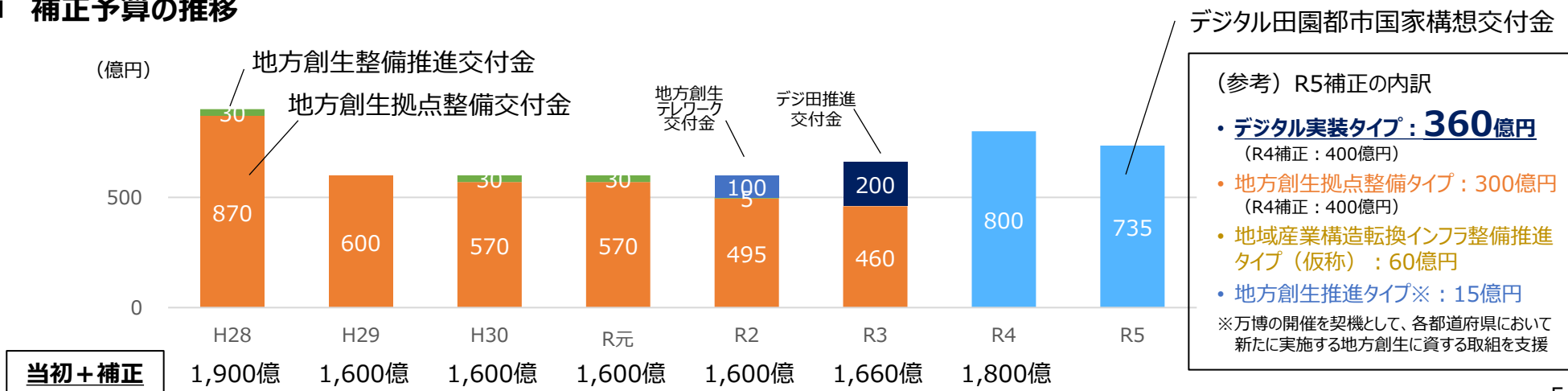
# 「デジタル田園都市国家構想交付金」の予算推移

R4補正予算において、「デジタル田園都市国家構想交付金」を創設。**R6要求：1,200億円／R5補正：735億円**（R5当初：1,000億円／R4補正：800億円）を措置しています

## ■ 当初予算の推移



## ■ 補正予算の推移



# デジタル実装タイプ1/2/3等：制度概要

**目的** デジタルを活用した意欲ある地域による自主的な取組を応援し、「デジタル田園都市国家構想」を推進するため、デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けた地方公共団体の取組を交付金により支援

**概要** デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上に向けて、以下の事業の立ち上げに必要な経費を単年度に限り支援  
 【TYPE1】他の地域等で既に確立されている優良なモデル・サービスを活用して迅速に横展開する取組  
 【TYPE2】オープンなデータ連携基盤を活用し、複数のサービス実装を伴う、モデルケースとなり得る取組  
 【TYPE3】(TYPE2の要件を満たす) デジタル社会変革による地域の暮らしの維持につながり、かつ総合評価が優れている取組  
 【TYPES】「デジタル行財政改革」の基本的考え方に合致し、将来的に国や地方の統一的・標準的なデジタル基盤への横展開につながる見込みのある地方自治体の先行モデル的な取組

**共通要件**  
 ①デジタルを活用して地域の課題解決や魅力向上に取り組む  
 ②コンソーシアムを形成する等、地域内外の関係者と連携し、事業を実効的・継続的に推進するための体制を確立

<TYPE別の内容>

<p><b>デジタル行財政改革 先行挑戦型 【TYPE S】</b></p>	<p>「デジタル行財政改革」の基本的考え方に合致し、国や地方の統一的・標準的なデジタル基盤への横展開につながる見込みのある先行モデル的な取組</p>	<p><b>事業費：5億円</b> 補助率：3/4 + 伴走型支援</p>
<p><b>デジタル社会変革型 【TYPE 3】</b></p>	<p>下記いずれかを満たし、総合評価が優れているもの                  ・新規性の高いマイナンバーカードの用途開拓                  ・<b>AIを高度活用した準公共サービスの創出</b></p>	<p><b>国費：4億円</b> 補助率：2/3</p>
<p><b>データ連携基盤活用型 【TYPE 2】</b></p>	<p>データ連携基盤を活用した、複数のサービスの実装を伴う取組</p>	<p><b>国費：2億円</b> 補助率：1/2</p>
<p><b>優良モデル導入支援型 【TYPE 1】</b></p>	<p>優良モデル・サービスを活用した実装の取組</p>	<p><b>国費：1億円</b> 補助率：1/2</p>

**<対象事業（一例）>**

**【TYPE2/3】**  
 複数分野データ連携の促進による  
 共助型スマートシティ（会津若松市）

**【TYPE1】**  
 書かない窓口      地域アプリ      遠隔医療

(注) 上記のほか、計画策定支援事業において、デジタル実装に取り組もうとする地域の計画づくりを支援し、地方創生テレワーク型において、サテライトオフィスの整備・利用促進等を支援。

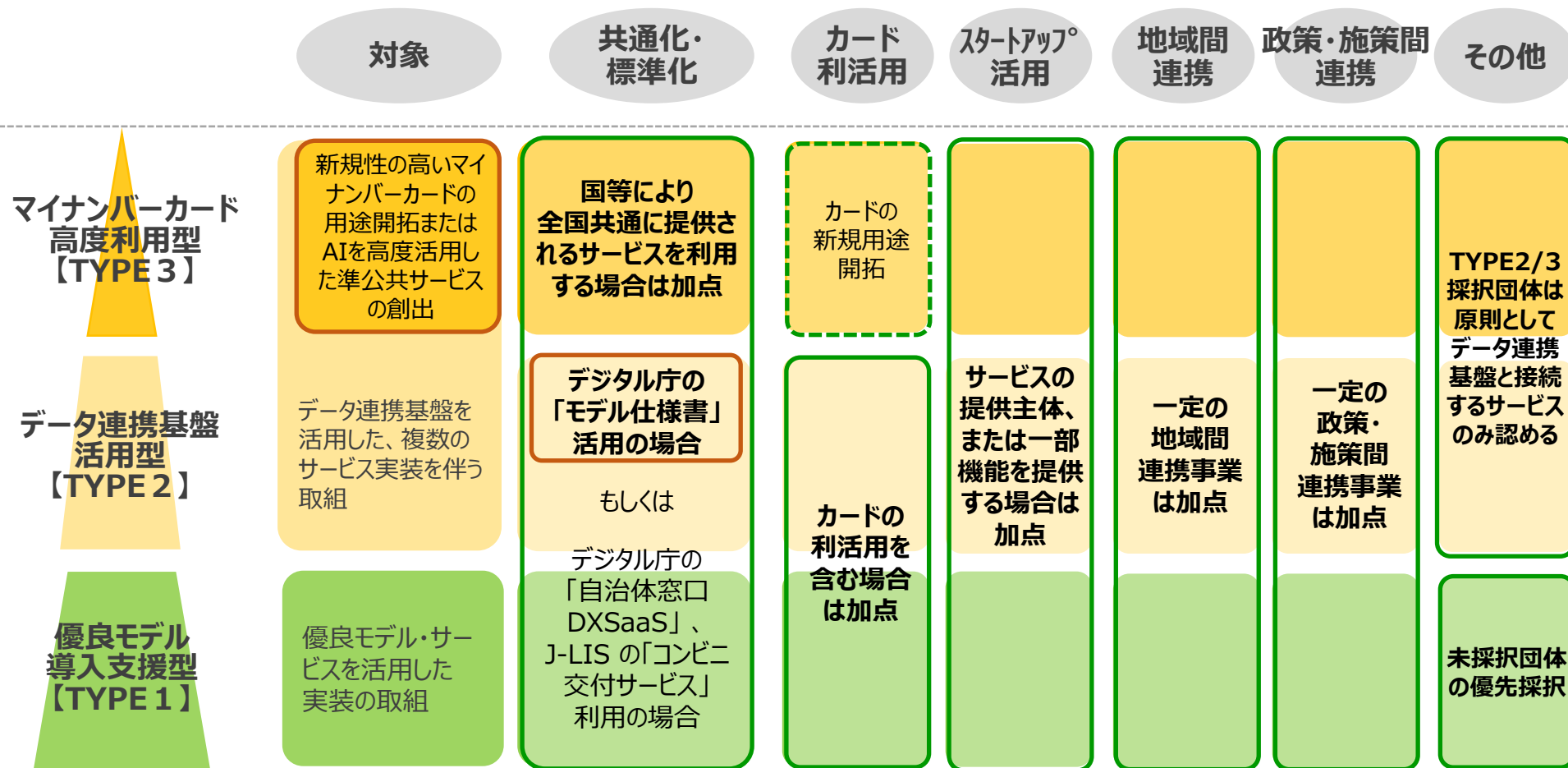
## 2. デジタル実装タイプの優遇措置について





# デジタル実装タイプの優遇策全体像

基本的な制度設計は、R4補正のデジタル田園都市国家構想交付金の内容を継続します。マイナンバーカードの利活用、スタートアップの活用、地域間連携など、重点施策を推進する観点から、優遇措置を講じるほか、今回デジタル庁の新たな取組である「モデル仕様書」が加点要件に追加となります



※緑枠 = 昨年度の要件を大枠で踏襲するもの、赤枠 = 今年度新規追加するもの

## 2 - 1 .共通化・標準化の推進



## 2-1-1.モデル仕様書



デジタルを活用して地域の課題解決等を図るサービス・システムの共通化・標準化を推進する観点から、国等が定める標準仕様に準拠したサービスやモデル仕様書に準拠した実装を行う場合は、一定の「加点」を措置します

## ■ デジタル庁が提供する「モデル仕様書」 ※モデル仕様書は以下サイトにて全自治体に公開しています

<https://digiden-service-catalog.digital.go.jp/>

### ➤ 「推奨機能を有するサービス/システム」と同等以上の機能を抽出したモデル仕様書に準拠した実装を行う事業

- AIオンデマンド交通システム
- 母子健康手帳アプリ
- 健康管理アプリ
- オンライン診療
- 保育所業務支援システム
- 授業支援システム
- AIドリル
- 地域通貨・ポイント
- オンライン申請
- 住民等向けポータル
- 電子図書館
- 避難所運営システム
- 公開型GIS

本加点措置は、調達時に計画申請時に宣言したモデル仕様書を活用することを前提とし、別添8のとおり、調達時の活用実態を国に報告することを求めます。デジタル庁では、モデル仕様書活用による調達事務の削減効果検証等も含め、本取組の関連調査を次年度に実施することを想定しておりますので、活用される団体はご承知おき願います

＜加点のイメージ＞ ※以下はTYPE1の配点イメージ

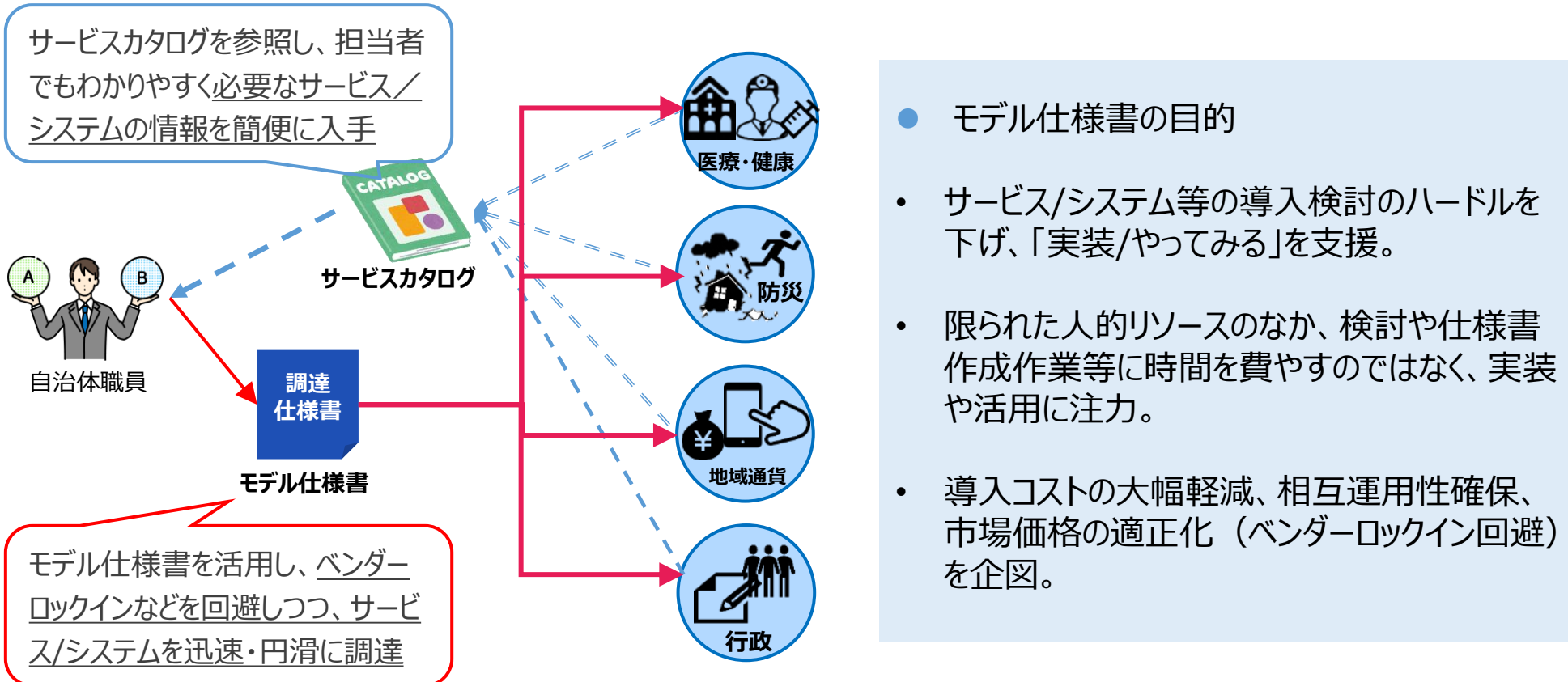
+ **12**点 (100点満点)

モデル仕様書に準拠した実装を行う事業

※本加点措置は、デジタル庁が提供する「モデル仕様書」を活用することを前提とするものであり、事業採択後にこれら以外のサービスを利用する計画変更は認められないことに留意願います

# サービスカタログ第2版とモデル仕様書の公表

- デジ田交付金（実装タイプ）において採択事業数が多いなどの観点で対象サービス類型を選定し、システム等を開発済みであり、自治体において一定以上の導入実績があるなどの要件の下に、**各サービス類型を代表し「推奨機能を有するサービス/システム」についてカタログに追加掲載**します。
- また、「推奨機能を有するサービス/システム」と**同等以上の機能を有する調達を支援**するため、優れている機能等を抽出した**モデル仕様書を作成し公表**します。



モデル仕様書は、自治体担当者の負担を軽減しつつ、目的に即したサービス導入を支援するため、必要な要件や機能を仕様書のひな形として整理するものです。本交付金ではモデル仕様書を活用し、デジタル実装の横展開が広まることを企図し、モデル仕様書活用案件は優先採択（加点）します

## ■ モデル仕様書を活用いただきたい自治体担当者様（ターゲット）



- ノウハウがなく、人手も足りない中でデジタル実装の検討に取り組めない
- 必要なサービス/システムについてどのような仕様書を作成すればよいか分からない
- 仕様書作成が負担で、現行のサービス・システムの活用のリソースが回せない

主に【TYPE1】申請をこれから検討している自治体向けサポートツールとして機能

## ■ 活用のスケジュールイメージ

11月～

- 地域課題解決の分析、必要なサービス等を検討
- サービス一覧から目的手段として有用なものがないか検討

12月～

- 公開されたモデル仕様書を参考にして計画書等を作成し、申請（※）

4月～

- 交付決定以降、事業者との調整にモデル仕様書を活用
- モデル仕様書を活用して調達

※事業の実現性を担保するため、申請に当たっては、必ず見積りを取ってください。

# カタログ掲載のイメージ：「推奨機能を有するサービス/システム」

サービスカタログ（公共交通 1）

AAサービス BB株式会社

★（AIオンデマンド交通システム）

★マークを付けて、推奨機能を有するモデル仕様書対象のサービス/システムであることを明記。対象となったサービス類型も記載する予定。

## サービス/システム

サービス分類（大）	公共交通
サービス分類（小）	AIオンデマンド交通
検索用カテゴリ	#AAA
サービス購入者	自治体
サービス概要	利用者が~~~~~ ~~~~~ ~~~~~構築。
サービスの特性/優位性	マイナンバーカードと~~~~~ ~~~~~ ~~~~~可能。
サービスの機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・~~機能</li> <li>・~~機能</li> <li>・~~機能</li> </ul>

サービスが接続するネットワーク・セグメント	インターネット接続系
自治体保有データとの接続の有無	-
自治体保有データとの接続内容	-
安全安心の設計留意点	個人情報 は全て暗号化して保存される。~~~~
サービス紹介サイト	-
問い合わせ先	BB@~~.co.jp
<b>マイナンバーカード利用シーン</b>	
マイナンバーカード利用シーン	アプリ初回登録時にマイナンバーカードの署名用電子証明書を利用シーン

マイナンバーカードの活用方法								共通基盤の利用	
電子証明書				その他				M K P F	地方認証 P F
署名用電子証明書	利用者証明用電子証明書		スマホ用電子証明書搭載サービス	空き領域	券面事項入力補助 A P	券面確認 A P	その他		
○	-	-	-	-	-	-	-	-	-

## 導入手続き

価格（ご参考）	~~~~千円
無料トライアルの有無	-
導入にかかる所要時間（ご参考）	約半年
サポート体制（導入時・導入後）	サポートあり
<b>導入実績</b>	
導入自治体数	10
導入自治体名	~~市、~~町、~~
その他	-

## 企業情報

事業者名	BB株式会社
住所	~~~
設立年	20XX年
代表者名	~~~~
セキュリティ認証	-
企業情報のURL	<a href="https://~~~~/">https://~~~~/</a>

# モデル仕様書を作成・公表予定のサービス/システム（1 / 2）

	サービス分類	サービス類型	概要
1	公共交通	AIオンデマンド交通システム	ダイヤが固定ではなく、乗客のリクエストに応じ、AIがリアルタイムでルートを決めし運行するサービス。
2	医療・健康・子育て	母子健康手帳アプリ	妊産婦と子どもの健康データの記録や体重・発育グラフの表示、予防接種のスケジュール管理、出産・育児に関するアドバイス等を行うシステム。
3	医療・健康・子育て	健康管理アプリ	健康情報の記録、ポイントの付与、家族・関係者との健康情報の共有等ができるシステム。
4	医療・健康・子育て	オンライン診療	自宅、職場、医療機器等を搭載した車両等の遠隔から医師との診療をオンラインで受けることができるサービス。
5	医療・健康・子育て	保育所業務支援システム	入退室・勤怠時刻の管理、保護者との連絡、帳票書類の管理、請求管理機能などの機能を持つ保育所の業務支援システム。
6	教育	授業支援システム	特定の教科に依存せず、画面・ファイル等の共有・同時編集、論理的思考能力・プレゼン能力などを育てるための機能などを持つ学習・授業支援システム。
7	教育	AIドリル	AIにより小中学生の児童生徒個々に最適な問題を出題する5教科対応のデジタル学習教材。

※対象となるサービス等は変更・追加になる可能性があります



## モデル仕様書を作成・公表予定のサービス/システム（2 / 2）

	サービス分類	サービス類型	概要
8	コミュニティサービス	地域通貨・ポイント	地域マネー機能、地域ポイント機能、地域クーポン機能など加盟施設・行動による付与・決済が行え、データ分析により地域の活性化に利用できる地域通貨・ポイントシステム。
9	行かない窓口・電子申請	オンライン申請	自治体職員が様々なオンライン申請のための申請画面等を作成できるノーコード開発システム。
10	市民ポータル	住民等向けポータル	住民等の利便性向上を企図したワンストップサービスへの入り口となる、情報ポータルサービス。
11	図書館	電子図書館	コンピュータ・データベースを利用したウェブサイト上の図書館で、開館日や開館時間を気にせず、いつでもインターネットを通じて閲覧・貸出・返却ができるサービス。
12	防災	避難所運営システム	マイナンバーカードを活用した避難所受付、避難所管理など効率的かつ避難者、管理者にとって利便性高く避難所運営をするためのシステム。
13	その他	公開型GIS	GIS（地理情報システム）により、インフラ情報を一元的かつリアルタイムで管理し、住民や事業者へ情報をオープン化するシステム。

※対象となるサービス等は変更・追加になる可能性があります

## 2-1-2.「自治体窓口DXSaaS」「J-LIS提供サービス」



デジタルを活用して地域の課題解決等を図るサービス・システムの共通化・標準化を推進する観点から、国等が定める標準仕様に準拠したサービスであって、ガバメントクラウド等を通じて全国共通に提供されるサービスを利用する事業に関して、一定の「加点」を措置します

## ■ ①：デジタル庁が提供する「自治体窓口DXSaaS」

- 地方公共団体窓口での申請手続等に関して、住民が窓口を複数回らず、氏名住所等を複数回書く必要がない「書かないワンストップ窓口」の取組の横展開を促進するため、デジタル庁がガバメントクラウド上で提供するサービス

＜加点のイメージ＞ ※以下はTYPE1の配点イメージ

+最大**12**点（100点満点） ※条件による傾斜あり

国等により全国共通に提供されるサービスの活用を前提とする取組であること

### ●自治体窓口DXSaaS（デジタル庁）

- ・ 窓口BPRアドバイザー派遣事業を活用して（内定団体含む）BPRを実施のうえ、自治体窓口DXSaaSを利用する（+12点）
- ・ 窓口BPRアドバイザー育成研修に職員を派遣して（内定団体含む）独自にBPRを実施のうえ、自治体窓口DXSaaSを利用する（+8点）
- ・ 上記以外でBPRを実施済み、又は、これから実施のうえ、自治体窓口DXSaaSを利用する（+4点）

※共通化・標準化の効果を適切に発揮させる観点から、すでにBPRを済ませている、あるいはBPR実施と合わせてサービス実装する場合に限り、加点措置の対象とします。また、事業採択後に「自治体窓口DXSaaS」以外のサービスを利用する計画変更は認められないことに留意願います

デジタルを活用して地域の課題解決等を図るサービス・システムの共通化・標準化を推進する観点から、国等が定める標準仕様に準拠したサービスであって、ガバメントクラウド等を通じて全国共通に提供されるサービスを利用する事業に関して、一定の「加点」を措置します

## ■ ②：J-LISが提供する「コンビニ交付サービス」

- J-LIS（地方公共団体情報システム機構）が自治体基盤クラウドシステム（BCL※）によって提供する「コンビニ交付サービス」を利用して、住民向けサービスを提供する事業  
(URL：<https://www.j-lis.go.jp/rdd/card/bcl/page/>)

※Basic Cloud systems for Local governmentの略称

<加点のイメージ> ※以下はTYPE1の配点イメージ

+ 3点 (100点満点)

国等により全国共通に提供されるサービスの活用を前提とする取組であること

- 「コンビニ交付サービス」(J-LIS)

※本加点措置は、J-LISが提供する「コンビニ交付サービス」を利用することを前提とするものであり、事業採択後にこれら以外のサービスを利用する計画変更は認められないことに留意願います

## 2 - 2. マイナンバーカードの利活用

---

# デジタル実装タイプ：TYPE1/2/3 マイナンバーカードの扱い

マイナンバーカードを活用することで、行政サービスはもとより、交通、観光など地域の様々なサービスの活性化が可能です

そのため、デジタル実装タイプにおいては、

- (1) マイナンバーカードの利活用を行う地方公共団体の取組に対し優遇措置を行うとともに、
  - (2) 今後の情報提供等の支援も含め、利用シーン拡大に向けて積極的に支援していきます
- 国としても、全地域でのカードの普及・浸透に向け、各省の施策を総動員していきます

## 【デジ田事業におけるマイナンバーカードの活用イメージ】

※庁内に止まらず住民等に裨益することが必須

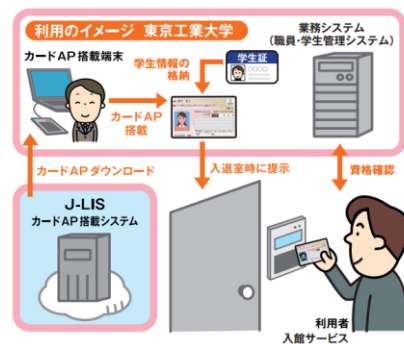
### マイナンバーカードの認証による手ぶら観光

- マイナンバーカードで本人確認を行うことにより、おもてなしサービスが受けられる、手ぶら決済が可能になる、ポイントを獲得できる等



### 大学における学生証利用等

- 学生利用PCのログイン、学内施設の入退館管理等にマイナンバーカードを利用



### オンライン市役所サービス

- 市役所に行かなくてもサービスが受けられる（出張行政サービスなど）



### 避難所の受付

- マイナンバーカードを提示することで避難所への入所が可能（入所登録の迅速化・効率化）



マイナンバーカード申請率に係る勘案、加点は今年度は廃止する一方で、利便性向上・利用シーンの拡大を更に推進する観点から、マイナンバーカードの利用シーン拡大の取組は引き続き支援してまいります

## マイナンバーカードの申請率に関する勘案・加點

### 【マイナンバーカード利用横展開事例創出型】

- カードの現状申請率が高い団体における、全国への横展開モデルとなるカード利用の先行事例の構築につながる取組を支援するため、「申請率7割以上」の団体を対象とする類型を設置。

### 【マイナンバーカード高度利用型／データ連携基盤活用品（TYPE2/3）】

- 全国的なモデルケースとなるようなデジタルを活用した先進的な取組を対象とするTYPE2/3については、「申請率が2022年11月末の全国平均交付率以上かつ全住民への交付を目標として掲げていること」を申請要件とする。

### 【優良モデル導入支援型（TYPE1）】

- 申請率が2022年11月末の全国平均を上回る場合、加點対象とし、申請率が高い団体に対して、より多く加點する。

## マイナンバーカードを利活用する取り組みの優遇

### 【デジタル社会変革型（TYPE3）】

- 新規性の高いマイナンバーカードの用途開拓を行う申請事業を高補助にて支援する。

### 【データ連携基盤活用品／優良モデル導入支援型（TYPE1/2）】

- 申請事業がマイナンバーカードを利活用する場合は、一定の加點措置を講ずる。

廃止

継続

## 2 - 3 .スタートアップの活用

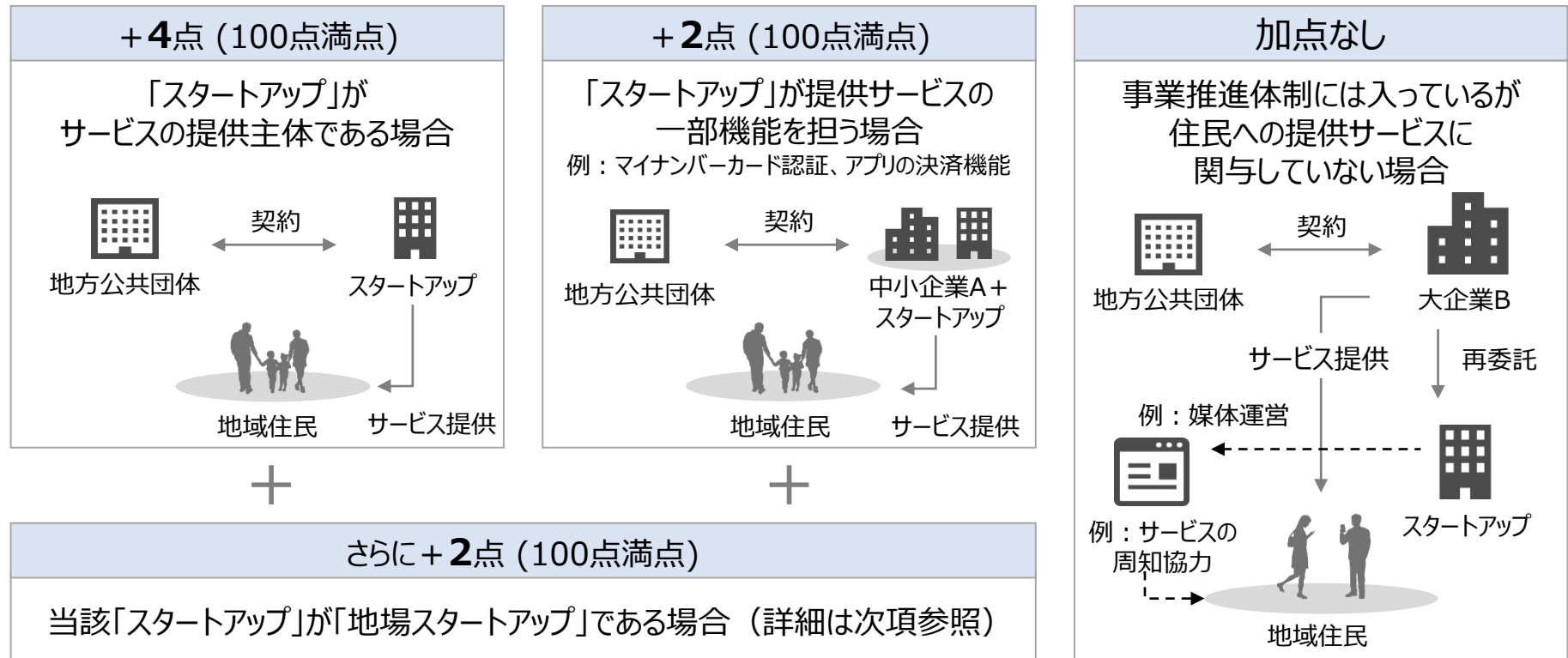




# デジタル実装タイプ：TYPE1/2/3 スタートアップの活用

地方において「スタートアップ」が活躍する機会を積極的に増やす観点から、地域に実装するサービスの提供主体が「スタートアップ」である事業の場合には（※要素機能のみ提供する場合も対象）、一定の「加点」を措置します ※下記に示したスキームに当てはまらない場合は別途個別に相談

＜加点のイメージ＞ ※以下はTYPE1の配点イメージです



本加点措置は、調達時に計画申請時に記載したスタートアップを活用することを前提とし、別添8のとおり、調達時の活用実態を国に報告することを求めます。内閣府では、本取組の関連調査を次年度に実施することを想定しておりますので、活用される団体はご承知をお願いします

## ■ 本交付金にて加点対象とする「スタートアップ」の要件

- 以下要件を満たす「スタートアップ」が主たるサービス提供者であること、または一部機能提供を担うことが確認できる事業の場合、加点を行います
  - 新しい技術やアイデアをもとに、地域の課題解決に主体的に取り組める企業であること
  - 創業から15年以内であること
  - 未上場であること
  - 申請時にプロダクト（サービス含む）を市場に提供しており、本交付金事業終了までに地域へのサービス実装が実現できること

## ■ 本交付金にて加点対象とする「地場スタートアップ」の要件

- 上記の要件を満たす「スタートアップ」が、以下の要件のいずれかを満たす場合、地域での「スタートアップ・エコシステム」の担い手としての活躍を期待し、さらに加点を行います
  - 申請主体である地方公共団体の位置区域で、事業の拠点（本社または支社機能の設置、ないしは1年以上のサテライトオフィス法人契約を締結済）を置いていること
  - 3年以内に、申請主体である地方公共団体における、スタートアップを対象とした実証事業に採択実績があること ※なお、例えば「スタートアップ」が県の実証事業に採択され、県下の村をフィールドにて実証を行った場合は、当該県または当該村いずれも申請可能とする
  - その他、当該団体内での特筆すべき地域に根差した活動を実績を行っていること（例：当該地域での別サービスの展開、協定の締結等）

以下に該当する企業は「スタートアップ」の対象外とし、加点は行わない方針です

## ■ 「スタートアップ」の対象外

- ▶ 常時雇用する従業員数\*が**500人以上**の企業（以下「対象外企業」という。）
- ▶ 発行済株式の総数の1/2超を単一の「対象外企業」に保有されている企業、又は発行済株式の総数の2/3以上を複数の「対象外企業」に保有されている企業  
※なおこの場合の「対象外企業」には、VC（ベンチャーキャピタル）は含まれない

\*注）常時雇用する従業員数とは

正社員、パート、アルバイトなどの名称にかかわらず、以下の①または②のいずれかに該当する従業員を指す。

（事業主、法人の役員、臨時の従業員は含まない。）

- ① 期間の定めなく雇用されている者
- ② 過去1年以上の期間について引き続き雇用されている者または雇い入れ時から1年以上引き続き雇用されると見込まれる者  
（一定の期間を定めて雇用されている者または日々雇用される者であってその雇用契約期間が反復更新されて、事実上①と同等と認められる者）

スタートアップの活用において、自治体からよくある質問は以下の通りです

- Q** スタートアップの「企業」の定義は何か。スタートアップの法人格に制限・条件はあるのか
- A** いわゆる「企業」、営利を目的として事業活動を行う組織であって、法人格を有するものが対象となりますが、その法人格の種類（株式会社・合同会社など）に特段の制限や条件を付すことは考えておりません。  
(NPO法人等の非営利組織や法人格を有さない個人事業主は、加点対象である「スタートアップ」企業には該当しません。加点対象とならないだけで、これらの組織等が申請事業に係るサービスの提供主体となることは問題ありません。)
- Q** 地場スタートアップの要件における「本社または支社機能」の定義は何か
- A** 当該地域における継続的な拠点機能を有することを求めるものであり、登記上の本店や支店に限られず、実質的に本社又は支社の機能を果たす事務所又は事業所や、1年以上の長期法人契約を締結しているサテライトオフィスも含まれます。
- Q** スタートアップの対象外とされる、「常時雇用する従業員数」には、学生インターンやアルバイト、業務委託契約のスタッフは含まれるのか
- A** 期間の定めなく雇用されている者、または過去1年以上の期間について引き続き雇用されている者または雇い入れ時から1年以上引き続き雇用されると見込まれる者が該当します。したがって、一定の期間を定めて雇用されているインターン、アルバイト、業務委託スタッフは含まれません。

スタートアップの活用において、自治体からよくある質問は以下の通りです

- Q** 本交付金の採択事業を公募する場合、スタートアップを優先的に調達するにはどのようにしたらよいか
- A** 採択事業に係る調達には、各団体の責任において、それぞれの実情に応じて適切に実施していただくものであり、本交付金に関して特段の制約が課されるものではありませんが、スタートアップを優先的に調達する手法として、例えば、以下のような取組が行われていると承知していますので、ご参考にいただければと存じます。
- トライアル発注制度（詳細は次ページ）  
新製品の販路開拓を支援するため、随意契約による発注を可能とするための認定等を行う制度
  - 仕様書作成にあたる工夫
    - ✓ 採択事業において調達するサービスとして、（調達することを想定している）スタートアップの提供する特定のサービスを具体的に指定する
    - ✓ 採択事業において調達するサービスが満たすべき要件として、（調達することを想定している）スタートアップの提供する特定のサービスが有する特許や特長的な機能を具体的に指定する
- Q** 入札等調達のプロセスで、交付金採択事業をスタートアップが受託しなかった場合はどのようなになるのか
- A** 本加点措置は、計画書に記載したスタートアップから実際に調達することで適用されますので、別添8のとおり、調達後速やかに実態について国に報告することが必要になります（調達時に使用した仕様書等の提出も含む）。なお、万が一、当該スタートアップから調達できなかった場合は、加点措置が取り消されます。

スタートアップの調達にあたり「トライアル発注制度」を活用している自治体もあります

### ■ 概要

#### ➤ 目的

- 優れた技術を持ちながら実績がないために販路開拓に苦慮している中小ベンチャー企業やスタートアップ等を対象に、新製品の販路開拓を支援するため、**随意契約による発注を可能とするための認定等**を行う

#### ➤ 背景

- 2003年に佐賀県にて導入され、ファーストステップとしての官公庁での受注実績による信用獲得により、採択後に売上が増える企業が約4割程度を占め、底上げに貢献した。
- 現在は「トライアル発注全国ネットワーク」として組織化し、団体間でノウハウ等を共有している（41の都道府県が参加）

#### ➤ 参考法令：地方自治法施行令第167条の2第1項（抜粋）

- （随意契約）第167条の2 地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。
- 新たな事業分野の開拓を図る者が新商品として生産する物品を買い入れる契約をするとき。

参照元	定義
<p>令和4年度 東京都トライアル発注 認定制度</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>認定対象者</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 認定対象者は、以下のいずれかに該当する中小企業者                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人の場合：東京都内に本店または支店登記を有すること</li> <li>・ 個人事業主の場合：東京都内に開業・廃業等届出書を提出していること</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>※東京都内事業所で実質的に事業を行っている者が対象</li> <li>※大企業が単独で発行株式総数又は出資総額の2分の1以上（複数の場合は3分の2以上）を所有又は出資している事業者は対象外</li> <li>■ <b>認定対象商品</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 申請時において販売を開始してから5年以内の物品及び役務</li> </ul> </li> <li>※認定対象商品とならないもの                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食品衛生法で規定する食品</li> <li>・ 医薬品医療機器等法で規定する医薬品・医薬部外品・化粧品及びそれに類するもの</li> <li>・ 建設工事等における工法・技術</li> <li>・ 肌に塗布するもの</li> </ul> </li> <li>※過去に申請した同一商品については、再申請を行うことは不可（当該商品に機能等が付加され、ユーザーの視点から見て機能・性能が大幅に向上した場合は申請可能）</li> <li>■ <b>認定を受けるメリット</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 東京都のホームページ等で認定商品を広くPRする</li> <li>➤ 認定期間中、東京都の機関が競争入札によらない随意契約で購入・借入（物品の購入及び借入、役務の提供）することができる</li> <li>➤ 認定商品の一部を東京都の機関が試験的に購入し評価する（トライアル発注事業）</li> </ul> </li> <li>※物品の借入は対象外</li> </ul>

## 2 - 4 .地域間連携の促進



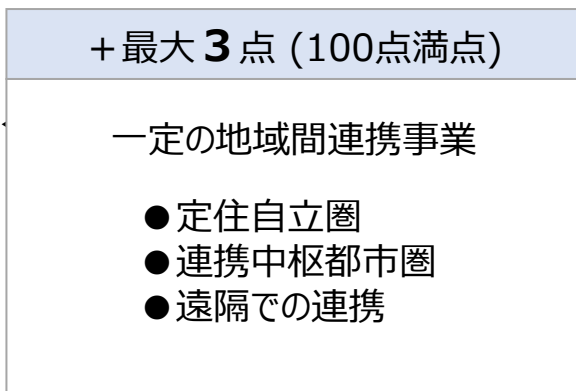


デジタル田園都市国家構想総合戦略における「地域間連携」を推進するため、複数の地方公共団体等の共同申請による地域間連携事業について、加点や団体毎の申請上限数の枠外とする優遇措置を講じます

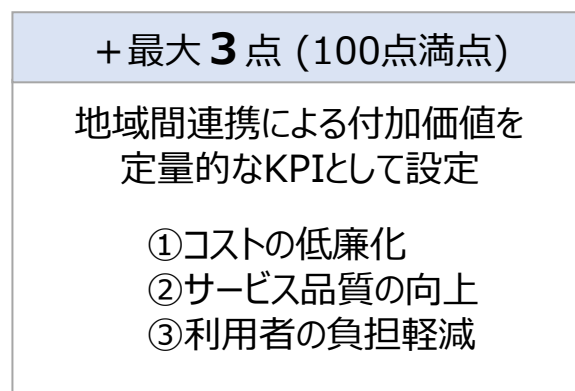
- 定住自立圏・連携中枢都市圏構想等に基づく地域間連携の取組
- 隣接していない地域間における遠隔での地域間連携の取組

また、複数の団体による地域間連携事業による付加価値をKPIとして定量的に示すことができる場合にも加点します（上記の「一定の地域間連携事業」に該当する場合には重ねて加点）

＜加点のイメージ＞ ※以下はTYPE1の配点イメージ



+



※「一定の地域間連携事業」に該当する場合は団体毎の申請上限数の枠外

※地域間連携による付加価値を示す必要があり、団体毎に設定しているKPIを単純に合算したただけのものは加算対象外

## ■ 地域間連携の効果（メリット）の例

### ①コストの低廉化

- 複数の団体が共同でシステム・サービスを構築・運営をすることにより、開発・運営コストを抑制  
（※システムの構築・運営費に加え、サービスに係る共通人件費（問合せ対応、データ管理等）も削減）

### ②サービス品質の向上

- 各地域で不足するアセットやノウハウを補完し合うことで、効率的にサービスを提供・運営  
（例：MaaSを提供する場合、同じ車両を平日利用のニーズが高いAのエリア、休日利用のBのエリア等で相互に利活用をすることにより、稼働率の向上やドライバーの稼働平準化等の効果が見込まれる）
- 地域の枠を越えてデータ連携することで、利用者にとってより付加価値の高いサービスを提供  
（例：地域観光アプリの場合、Aエリアを訪問した利用者の利用データから分析した本人の嗜好に基づき、Bエリアの推奨観光情報をプッシュ通知することで新たな訪問機会を創出し、関係交流人口の増加や地域経済の活性化を促す）

### ③利用者の負担軽減

- 従来は利用者は団体毎に申請手続等を行う必要があったが、複数の団体が共同してサービスを提供することによりワンストップでの対応が可能となり、利用者の負担を軽減
- 団体毎に利用するサービスの場合（例：地域独自アプリを通じた電子クーポンの利用）、利用者が各団体のサービス毎に利用方法の習得をする手間が不要となり、利用率や満足度の向上に寄与

## 2 - 5 .政策・施策間連携の推進



デジタル田園都市国家構想総合戦略における「政策・施策間連携」を推進するため、他省庁補助金等の関連する他政策・施策との戦略的な連携を図る事業について、一定の「加点」を措置します

## <対象事業の例>

- 地域のDX計画等において、他省庁の補助金を受けた事業と連携して取り組むとしている事業
- 主務大臣による認定を受けた政策・施策間連携に関する事業計画に基づく事業

## <加点のイメージ> ※以下はTYPE1の配点イメージ

+ 最大6点 (100点満点)
一定の政策・施策間連携事業
● 他省庁補助金等の関連する他政策・施策との戦略的な連携を図る事業

※実施計画において、連携を図る事業の具体的な内容及び連携内容の記載を求める

### 3. デジタル実装タイプ TYPE1/2/3の共通要件



## 交付対象者

### 地方公共団体

都道府県、市区町村又は一部事務組合若しくは広域連合をいい、港湾法第4条第1項の規定による港務局を含む。

## 申請上限数

### 都道府県

### 市町村（特別区を含む）

### 同一都道府県で最大9事業

### 同一市区町村で最大5事業

- 上記はTYPE1、TYPE2、TYPE3を含めた申請上限数を指す
  - ※ただし、地域間連携事業において、「一定の地域間連携事業」に該当する場合は団体毎の申請上限数の枠外
  - ※TYPE2/3は1団体1申請とすること

## 共通要件

- ✓ **デジタルを活用して地域の課題解決や魅力向上に取り組むものであること**
  - 当該事業の成果が地域の課題解決や魅力向上に資するものであることを複数年に渡って計測するためのKPIを設定していること
- ✓ **コンソーシアムを形成する等、地域内外の関係者と連携し、事業を実効的・継続的に推進するための体制が確立されているものであること**
  - 事業の実現に向けて、地方公共団体、民間事業者、地域の団体、国、専門家など、地域内外の関係者が参加・連携する体制を構築していること

## 交付対象事業費上限・補助率

種別	補助率	交付上限額
TYPE1	1/2	1事業あたり国費1億円（事業費ベース2億円）
TYPE2	1/2	1事業あたり国費2億円（事業費ベース4億円）
TYPE3	2/3	1事業あたり国費4億円（事業費ベース6億円）

## 地方負担

- デジタル実装タイプの地方負担分については、地方交付税の増額交付等の中での対応となる。

※令和3年度補正予算におけるデジタル田園都市国家構想推進交付金の地方負担分に充当可能とされていた新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（国庫補助事業の地方負担分）について、デジタル実装タイプの地方負担分は令和4年度補正予算分より対象外となっているため、留意すること。

## KPI

- 事業の成果が地域の課題解決や魅力向上に資するものであることを複数年にわたって計測するためのKPIとして、適切なアウトプット指標（活動指標）及びアウトカム指標（成果指標）を設定すること
- それぞれのKPIの設定にあたって、以下の視点に留意
  - ✓ 「客観的な成果」を表す指標であること
  - ✓ 事業との「直接性」のある効果を表す指標であること
  - ✓ 「**妥当な水準**」の目標が定められていること
  - ✓ 自治体単独事業含む、既存事業の機能拡張等の場合、申請時点での実績値（例：ユーザー数やアプリのダウンロード数）を記載の上、本事業による上乗せを見込んだ指標も追加で設定すること

事業例	KPIの例	
	アウトプット指標（活動指標） サービスの活動量を 直接測ることのできる指標	アウトカム指標（成果指標） 事業による地域住民への裨益を 直接測ることのできる指標
観光型MaaSによる観光振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>• MaaSアプリ等の利用数 (ダウンロード数、ユーザー数等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ユーザの利用満足度向上</li> <li>• 観光客数、観光収入等の増加</li> </ul>
センサーを活用した鳥獣害対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 地元農家等の利用数</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 鳥獣被害数の減少</li> <li>• 稲作等の農作物の収穫量、収入の増大</li> </ul>
母子健康手帳アプリによる子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>• アプリ、サービスの利用数 (ダウンロード数、ユーザー数等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 子育て世帯の利用満足度向上</li> <li>• 出生数・出生率の増加</li> </ul>



## 対象経費

- デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けて、地域の個性を活かしたサービスを地域・暮らしに実装する事業の立ち上げに要する経費を単年度に限り支援。
- 事業遂行に必要な、設備・システム導入費、施設改修費などのハード経費、人件費、サービス利用費、外注費などのソフト経費、のいずれも支援対象とし、総事業費に対するハード経費割合の制限は設けない。
- サービス実装に向けたシステム構築費等に止まらず、普及・定着に向けた周知広報や、改善に向けた調査等も対象。

## 経費の具体例

- 事業の計画・戦略立案・計画修正等の経費
- サービス実装に係る付随費用（例：マーケティング調査、サービス普及・定着・改善をはかるために要する人件費等）
- 事業のプロジェクトマネジメントに係る経費
- 外部人材招聘経費（デジタル専門人材、中核的経営人材等への委嘱費用等）、その他人材確保等関係経費（人材マッチング等）
- 事業評価（KPI取得に係るアンケート調査、Well-Being指標に係る調査・ワークショップ等）に要する経費
- 事業遂行に必要となる設備・備品の整備に関する経費
- 広報・プロモーション経費（サービスの体験イベント等の開催、チラシ等販促物の作成等）
- 事業の立ち上げに掛かる費用として単年度に支出するものであれば、複数年契約に基づくPCレンタル料やクラウドサービス利用料等を複数年度分一括して初年度に費用計上することが地方公共団体の会計ルール上適切に対応できる場合には、交付対象事業の実施計画期間としている3か年（実装計画期間1年、運営計画期間2年）を上限として対象経費に含めることが可能。

## 対象外経費

- 本交付金は、地域の個性を活かしたサービスを地域や暮らしに実装する事業を支援するものであり、実装を伴わない実証や調査のみ止まる事業の経費は対象外である
- 本交付金は、サービス実装の立ち上げに係る費用を単年度に限って支援するものであり、実装後のランニングコストは地方公共団体自身で確保することが前提（例外として複数年契約に基づく初年度一括支出の場合は認める\*前頁参照）
- サービス実装を伴わない事業（例：Wi-Fi等のインフラ整備、人材育成、コンテンツ・特産品開発のみ）は交付対象外
- また、以下の経費についても、原則として支援の対象外とする

## 対象外経費の具体例

- 人件費（地方公共団体の職員の人件費）
- 職員旅費（トップセールスに伴う随行旅費は除く）
- 従前から実施してきているイベントや地方都市において持ち回りで実施している会議等
- 特定の個人や個別企業に対する給付経費及びそれに類するもの
- 施設や設備の整備、備品購入自体を主目的とするもの
- 貸付金又は保証金（繰上償還による保証金の過払い相当分の返金に伴う国庫返納を要するもの）、基金積立金
- 国の補助金等を受けている又は受けることが確定している事業に要する経費（なお、国による他の補助金等の対象となる可能性のある事業については、国による当該補助金等の利用を優先すること）
- 地域おこし協力隊員の人件費など、財政上の支援をうけている経費
- 用地取得（区分所有権の取得を含む）や造成に要する経費

## 4 .デジタル実装タイプ：各タイプの要件



## 4 - 1 .デジタル実装タイプ：TYPE1の要件



## ■ 他の地域等で既に確立されている優良なモデル・サービスを活用して、 地域の個性を活かしたサービスを地域・暮らしに実装する取り組みであること

- 他の地域等において、デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上を目的とし、地方公共団体等が関与して、既に実証、導入されているモデルやサービスを当該地域に迅速に横展開するものであること

※TYPE1の具体的な活用事例については、以下の資料をご参照願います（詳細はP.91）。

・デジタル田園都市国家構想推進交付金（デジタル実装タイプTYPE1）採択事例集（令和3年度補正）

### 【TYPE1の採択事例】

書かない窓口



地域アプリ



医療MaaS



ドローン配送



遠隔医療



## 基本情報

- ・ 申請者情報
- ・ 事業概要

## サービス内容（政策目的への適合性）

- ・ 事業の実施によって解決を図る課題及び実現したい地域像
- ・ サービス内容（参考とした他の地域等で既に確立されている優良なモデル・サービス）
- ・ 事業の成果を複数年にわたって計測するためのKPI
- ・ デジタル原則（構造改革のための基本原則）の遵守

## 推進体制

- ・ 庁内の推進体制、事業推進体制

## 事業計画（実装計画・運営計画）

- ・ 実装計画（実装までのプロセス・スケジュール、事業経費内訳、サービスを普及・定着させるための工夫、サービスの向上・改善の方法）
- ・ 運営計画（中長期スケジュール、収支予定）

## 政策的優遇措置

- ・ 共通化・標準化の推進
- ・ マイナンバーカードの利活用
- ・ スタートアップの活用
- ・ 地域間連携の促進
- ・ 政策・施策間連携の推進

# デジタル実装タイプ：TYPE1（申請要件）

	申請要件	確認方法
①	地域の課題解決や魅力向上に取り組むものであること	交付対象事業の実施により、どのような地域課題の解決に取り組むものであるのかが記載されているか
		交付対象事業の成果を複数年度に渡って計測するためのKPIが設定されているか
②	サービスを地域・暮らしに実装する取組であること	交付対象事業が地域住民に直接裨益するものであるか ※庁内のみに止まるものは交付対象外
③	他の地域等で既に確立されている優良なモデル・サービスを活用するものであること	交付対象事業の参考とした既存の優良モデル・サービスが具体的に記載されているか
④	事業を推進するための体制が確立されていること	コンソーシアムを形成する等、事業を推進するための体制が確立されているか
⑤	デジタル原則（構造改革のための基本原則）の遵守に取り組むこと	交付対象事業の実施にあたって、デジタル原則（構造改革のための基本原則）の遵守に取り組む旨を表明しているか (☑チェックボックスへのチェックにより意志確認)

# デジタル実装タイプ：TYPE1（評価項目）（1/2）

評価項目		評価基準	配点	
1. サービス内容（政策目的への適合性）				18
①	取り組む地域課題及び実現したい地域像の具体性	交付対象事業の実施により、解決に取り組む地域課題が明確かつ具体的に示されているか	3	6
		交付対象事業の実施により、将来的に実現したい地域像が明確かつ具体的に示されているか	3	
②	事業のKPIの適切性	アウトプット指標（事業に直接関連する活動指標（例：利用者数等））が適切に設定されているか	6	12
		アウトカム指標（事業により地域・住民にもたらされる裨益を示す成果指標（例：利用者満足度等））が適切に設定されているか	6	
2. 推進体制				15
①	推進体制	庁内における推進体制が確立されているか	6	15
		サービスを提供する民間事業者や地域の関係者を含め、事業を推進するための体制が構築できているか	9	
3. 事業計画				29
①	実装計画 （事業立ち上げ初年度）	交付決定から仕様検討、入札、開発、試行など、実装までのスケジュールが具体的かつ現実的であるか（モデル仕様書に準拠する場合、仕様検討に関して一定程度具体的かつ現実的であると考慮して評価）	6	17
		交付対象事業費について、適切な経費項目に分類した上で、具体的に記載されているか（モデル仕様書に準拠する場合、経費等の記載に関して一定程度具体的であると考慮して評価）	3	
		サービスの普及・定着に向けた周知・広報の方法が具体的に記載されているか	4	
		サービスの質・利用者の満足度向上に向けた評価・改善の具体的な手法が記載されているか	4	



# デジタル実装タイプ：TYPE1（評価項目）（2/2）

評価項目		評価基準	配点	
②	運営計画 （交付対象事業終了後 （実装後）2年間）	2025年度及び2026年度におけるサービスの収支予定が具体的に記載されており、当該2年間におけるサービスの継続運営に掛かる費用の財源が確実かつ具体的に確保されているか	6	12
		2025年度及び2026年度における、サービスの利用拡大・改善に向けた取組が具体的に記載されているか	6	
4. 政策的優遇措置				38
①	モデル仕様書の活用等、 共通化・標準化の推進	国等が定める標準仕様に準拠したサービスやモデル仕様書に準拠した実装(自治体窓口DXSaaSの利用を含む)を行う場合。モデル仕様書に準拠した実装を行う場合は12点、BCLを利用する場合は3点を加点。	12	12
②	マイナンバーカードの利活用	マイナンバーカードを何らか利活用する取組である場合	5	5
③	スタートアップの活用	スタートアップがサービスの提供主体の場合 （提供サービスの一部機能の提供を担う場合は2点加点）	4	6
		スタートアップが「地場スタートアップ」に該当する場合	2	
④	政策・施策間連携の推進	地域ビジョンの実現に資する政策・施策間連携事業であって、主務大臣による認定を受けた事業計画に基づく事業である場合	6	6
⑤	地域間連携の促進	「連携中枢都市圏構想」又は「定住自立圏構想」に基づく地域間連携事業である場合、もしくは隣接していない地域間における遠隔での連携事業である場合	3	6
		地域間連携による付加価値を定量的にKPIで示すことができる場合	3	
⑥	前回までの採択状況	前年度までの累計採択件数0件の場合は4点、1件は2点、2～3件は1点を加点	4	4
			100点	

本交付金の政策目的（デジタル実装に取り組む地域の裾野の拡大、データ連携基盤の活用促進）を踏まえ、優良モデル導入支援型（TYPE1）の採択事業の重点化を図ります

## ■ 未採択団体等の優先採択

➤ デジタル実装に取り組む地域の裾野を更に広げる観点から、令和3年度補正分及び令和4年度補正分において未採択の地方公共団体等の事業を優先的に採択することとします。

①未採択団体から申請された事業が採択基準を満たす場合、各団体につき少なくとも1事業は採択

※事業評価の高いものを採択するため、自治体における希望を申請することはできません。


②令和3年度補正分及び令和4年度補正分において採択された事業がある団体についても、採択事業数が少ない場合には、事業数に応じて一定の「加点」を措置

## ■ R3及びR4補正にてTYPE2/3採択実績のある団体の扱い

➤ TYPE2/3は、データ連携基盤を活用した複数のサービス実装を伴う取組を支援するものであることに鑑み、令和3年度補正分及び令和4年度補正分においてTYPE2/3として採択された団体については、以下のとおり扱うこととします。

✓ TYPE2/3事業において構築されるデータ連携基盤の活用を促す観点から、当該団体によるTYPE1申請は、原則として、申請事業が構築済みのデータ連携基盤を活用して行われるものである場合に限り、申請することが可能（当該データ連携基盤を活用しない場合は、その理由について合理的な説明を行うこと）。

## 4 - 2. デジタル実装タイプ：TYPE2/3の要件



# デジタル実装タイプ：TYPE2/3（要件）

- 【TYPE2/3共通】オープンなデータ連携基盤を活用し、複数のサービス実装により地域住民等の Well-Beingの向上を図る、モデルケースとなり得る取組であること
- 【TYPE3のみ】新規性の高いマイナンバーカードの用途開拓または高度にAIを活用した準公共サービスの創出のいずれかに資する取組であること

デジタル実装タイプTYPE2/3については、デジタル行財政改革における議論を踏まえた制度見直しを行っており、**2月目処での正式な募集開始**を見込んでおります。改めてご案内いたしますが、暫定版の実施計画書様式を活用した事前相談の実施等、先んじて事業組成を検討いただきますようお願い申し上げます。

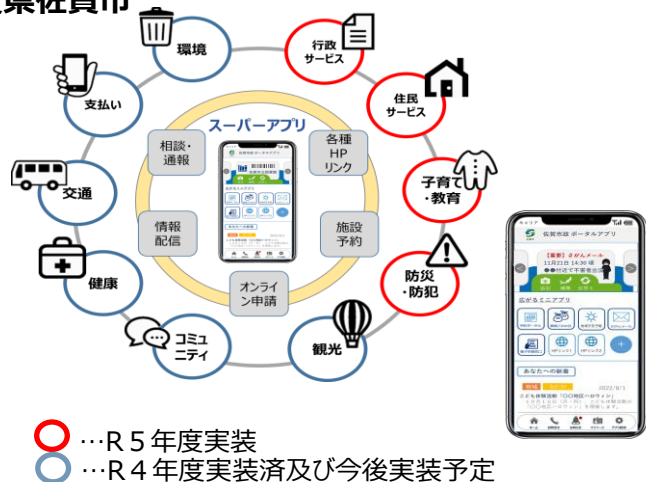
※TYPE2/3の具体的な活用事例については、以下の資料をご参照ください。

デジタル田園都市国家構想交付金（令和4年度第2次補正予算）採択結果

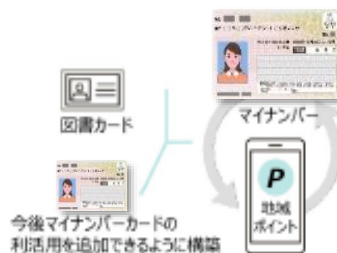
▼[https://www.chisou.go.jp/sousei/about/mirai/pdf/dejidenkoufukin\\_saitaku.pdf](https://www.chisou.go.jp/sousei/about/mirai/pdf/dejidenkoufukin_saitaku.pdf)

## 【TYPE2/3の採択事例】

### 佐賀県佐賀市



### 神奈川県小田原市



TYPE2の要件を満たすことに加え、以下のいずれかに合致し、かつ総合評価が優れているものをTYPE3の対象として認め、全国に先立つ取組として高補助率にて支援します

※TYPE2要件：オープンなデータ連携基盤を活用し、複数のサービス実装により地域住民等のWell-Beingの向上を図る、モデルケースとなり得る取組であること。

## （1）新規性の高いマイナンバーカードの用途開拓（昨年度と同様）

- 「デジタル社会のパスポート」である**マイナンバーカードの利便性向上・利活用シーンの拡大**を更に推進する

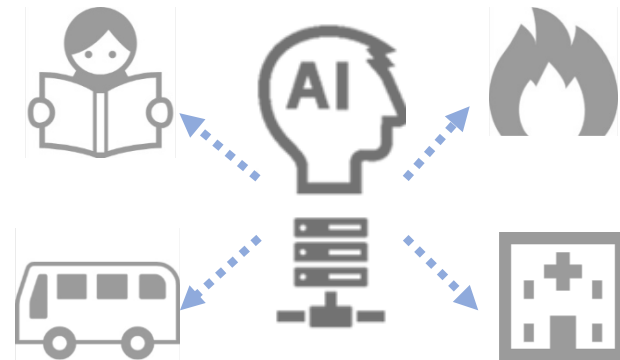
**New!**

## （2）高度にAIを活用した準公共サービスの創出

- 健康・医療・介護分野、教育・こども分野、防災分野、モビリティ分野などの準公共領域において、**先進的なAIの利活用を通じて、サービス提供の効率化とユーザーにとってのサービス品質向上の双方に寄与する取組を支援**



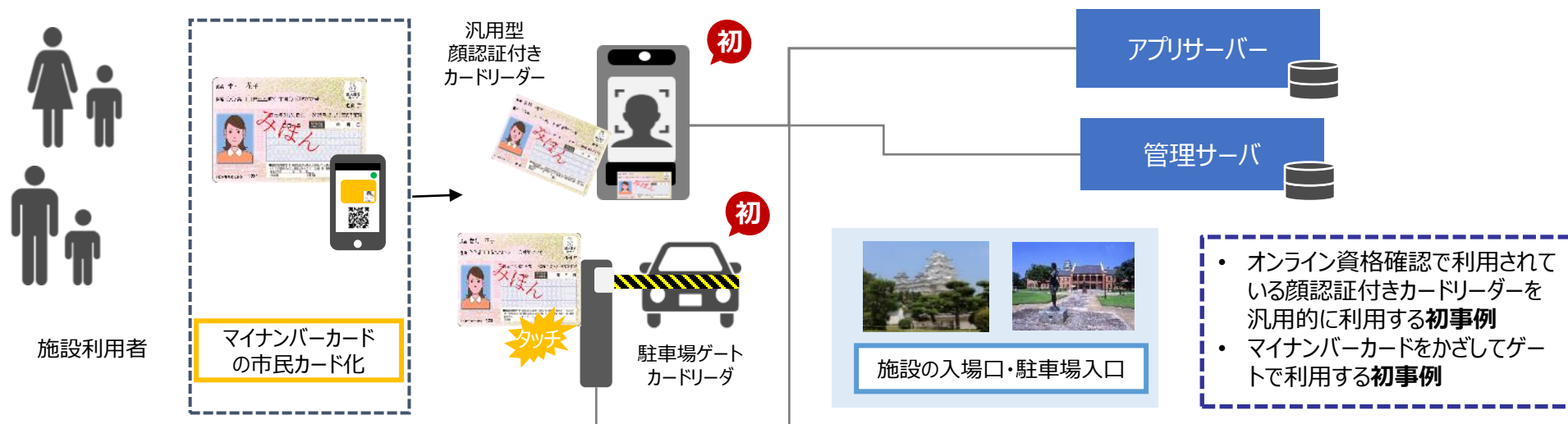
R4補正デジ田交付金TYPE3 神奈川県小田原市



# (1) 新規性の高いマイナンバーカードの用途開拓の採択事例 (兵庫県姫路市)

## ■ マイナンバーカードによる受付チェックイン・認証ゲート入場サービス

- これまでサービスごとに自治体が配布していたカードをマイナンバーカードに一元化することにより、マイナンバーカードをかざすことで、各種施設の受付チェックイン・認証ゲート入場の円滑化やイベント参加資格の確認等を容易に行うことが可能に。



### 課題

- ✓ 市が発行するカードをサービスごとに持ち歩く必要がある
- ✓ 目視で年齢等の優待資格を確認することは施設窓口の負担が大きい
- ✓ 一時的なイベントなどで、一部利用者への優先枠などを設定することが困難

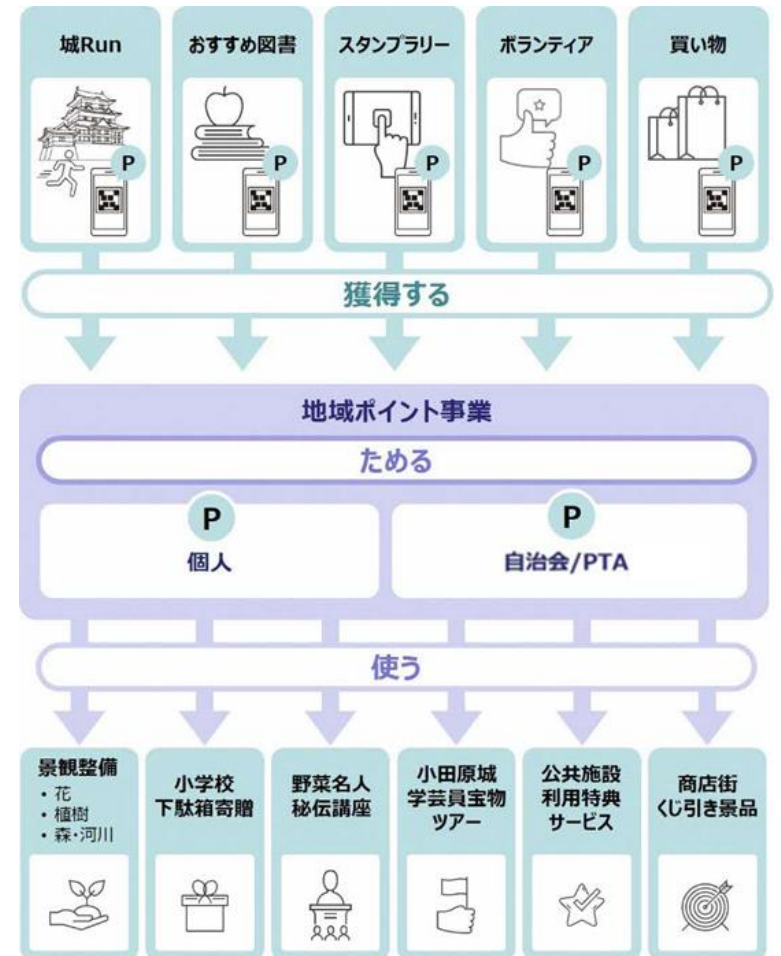
### 実現する姿

- ✓ 市内の子ども**約60,000人**に配布している施設無料入場カードを**マイナンバーカードに切り替え**
- ✓ マイナンバーカードで利用する場合、**事前登録なしに優待利用可能**
- ✓ **マイナンバーカードをカードリーダー(顔認証付き)にセットするだけで**、容易に優待資格(住所・年齢要件)の判定が可能に
- ✓ 施設の駐車場入場時に**マイナンバーカードをかざすことで登録者を判別**し、自動でのゲートの開閉が可能。

# (1) 新規性の高いマイナンバーカードの用途開拓の採択事例 (神奈川県小田原市)

## ■ マイナンバーカードを活用した地域ポイントサービス

- 域内での購買活動やボランティア活動等にマイナンバーカードと連携した地域ポイントアプリでチェックインを行うことでポイントを付与し、個人の貢献を可視化する。ポイントをためることで、体験サービスやまちづくりへの参加、地域商店街での購買活動を促進することで地域活性化につなげる



### 課題

- ✓ 郊外型の大型店舗の立地やオンラインショッピングの進展、人口動態の変化などで減少傾向となり、賑わいが低迷し、空洞化が進んでいる。
- ✓ 有名な観光地と隣接するも、通過点として利用されることが多く、来訪客を呼び込む必要がある。

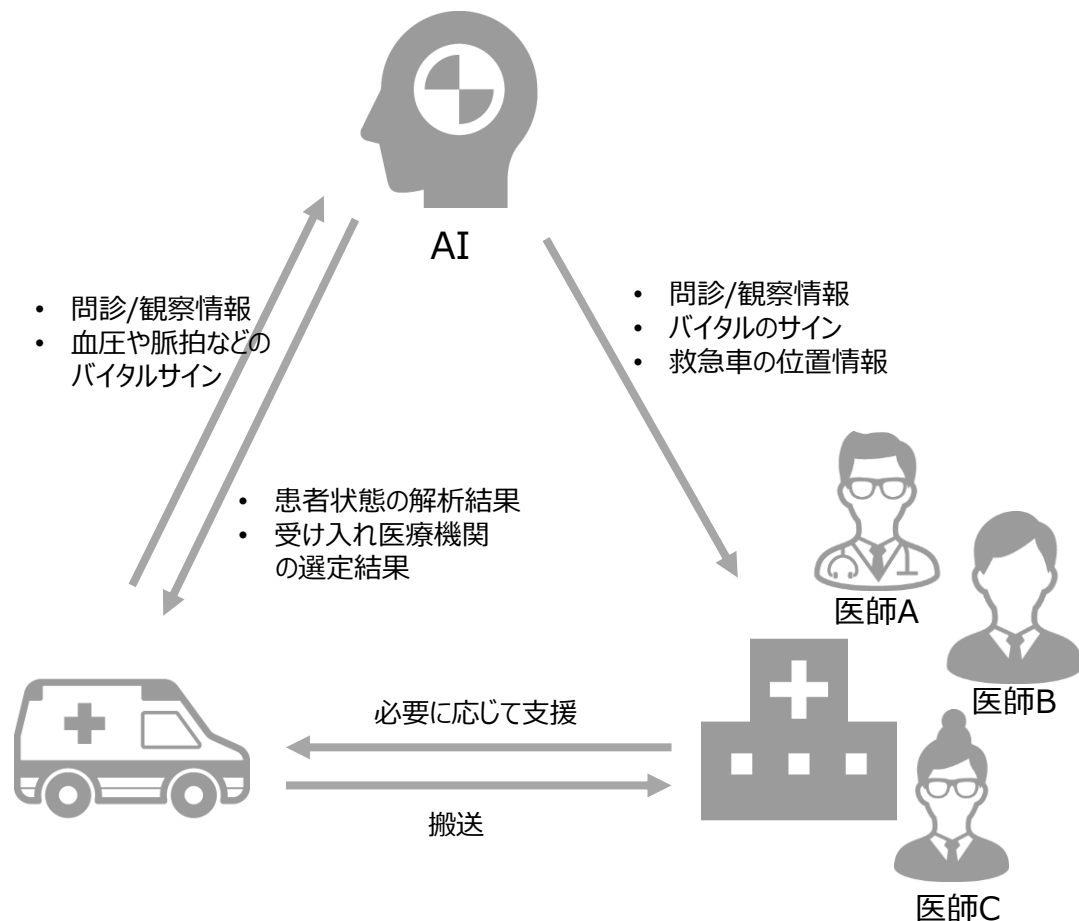
### 実現する姿

- ✓ 地域における活動と地域への愛着形成との域内好循環を構築。
- ✓ マイナンバーカードと連携したアプリの活用により、決済データ、購買・移動データなどを活用することで、住民や観光客の消費行動を活性化。

## (2) 高度にAIを活用した準公共サービスの創出の事例イメージ例

- 人口減少による担い手不足等により、今後地域でのサービス維持が困難になることが予想され得る中、**サービス提供の効率化とユーザーにとってのサービス品質向上の双方に寄与**する取組の創出を支援
- **サービス提供の主たるロジック設計部分等においてAIを活用**するものを対象とする

### ■ (イメージ例) 「医療」×「マイナカードを活用して既往歴等を確認」×「適切な搬送先のレコメンド」



- 概要
  - 患者の既往歴等を勘案しつつ、オペ室や執刀医の空き情報等を分析して最適な救急搬送先、救急車をAIがレコメンド
- AI活用のポイント
  - たらい回しを予防しつつ、患者の状況により適切な搬送先をレコメンド（効率化/品質向上）
  - レコメンドを元に判断等することで病院業務の負担を軽減（効率化/人手不足への対応）
- データイメージ
  - 往診歴データ
  - バイタルデータ
  - 救急車位置情報
  - 手術室空き情報
  - 従業員勤務状況データ



# AIの高度活用に当てはまらない機能/サービス例

- 既存のAIサービスを使うものであっても、それを活用して新たなサービスを創出することなどで地域課題を解決するものを対象となるが、TYPE1の対象となり得る簡易的な活用事例（自動化・効率化が主となるもの）は対象外
- また、庁内DXや業務効率化に資するに留まり、住民生活の向上に裨益しない事業は対象外

<TYPE1相当のAI活用事例> \*下記のような技術をもとにデータ連携基盤を活用し、複数サービスを横断して付加価値を創出する工夫があれば検討の余地あり

サービス例	具体取組
• 文字おこしシステム	• 音声データのアップロードや、リアルタイムでの音声認識を通して、テキスト化する
• AI-OCR	• 窓口等における申請書類の自動処理・入力連携等を行い、対応速度を上げる
• AIチャットボット／相談システム	• 自治体のウェブサイトや庁舎に住民案内や相談対応を一元化したチャットボットを設置する
• 多言語翻訳	• 機械翻訳により多言語でのコミュニケーションの対応を行う
• AIオンデマンドバス	• オンデマンドバスやタクシー等の運行ルート最適化を行う
• 広報自動化	• ホームページやSNSで使用する画像（バナー等）を自動作成する
• 介護計画等の自動作成	• 資料作成の自動化により、介護認定等の業務効率化を行う
• AIドリル	• 児童生徒それぞれの進捗度合に応じ、個別最適化した学習教材を提供する
• AIセンサー	• AIを搭載したセンサーやカメラを活用し、見守りや目視確認を効率化する
• AI選考システム	• 保育所の入園選考の処理を自動で行い、選考期間を短縮する

## ■ 審査要件、事前相談について

- TYPE 2 / 3 に関して**申請を行う場合は、事前相談を必須**としています。

制度設計の初動段階で構いませんので、**前広に、ご相談（様式不問）**ください。



## 1. 事業性に係る実施計画

- (1) 政策目的
  - 事業の実施によって解決したい課題又は実現したい地域の将来像
  - 事業の成果を複数年にわたって計測するためのKPI（3カ年分）
- (2) 推進体制
  - 庁内の推進体制、庁外を含む全体像
- (3) 実装計画・運営計画
  - 実装計画（1年間）：実装までのプロセス・スケジュール、サービスを普及・定着させるための工夫、サービスの向上・改善の方法、運営計画（実装後2年間）
- (4) 政策的優遇措置
  - スタートアップの活用、地域間連携の促進、施策間連携の推進

## 2. モデル性に係る実施計画

- (1) デジタル原則の遵守に向けた考え方
  - デジタル原則の遵守
- (2) データ連携基盤の構築及び相互運用性の確保に向けた考え方
  - 全体システム構成図、データ連携基盤、データ連携基盤で取り扱うデータ
- (3) サービス設計等の適切性
  - 住民・事業者を巻き込むための戦術、サービス設計等における体制面の工夫、デジタルデバイド対策
  - プライバシーの確保、セキュリティ対策、中核的経営人材
- (4) データ連携による付加価値の創出
  - データ連携による創出される付加価値
  - Well-Being指標の活用
- (5) 政策的優遇措置
  - マイナンバーカード・AIの利活用、共通化・標準化の推進

## 1. 事業性審査

＜申請要件＞ 各要件につき、○×評価

地域の課題解決や魅力向上に取り組むものであること

サービスを地域・暮らしに実装する取組であること

事業を実効的・継続的に推進するための体制が  
確立されているものであること

＜評価項目＞ 計50点満点で評価

**サービス内容（政策目的への適合性）**  
取り組む地域課題及び実現したい地域像、K P I の適切性等

**推進体制**  
庁内の推進体制・庁外含む全体像

**事業計画**  
実装計画（事業立ち上げ初年度）  
運営計画（交付対象事業終了後（実装後）2年間 等

**政策的優遇措置**  
スタートアップの活用、地域間連携の促進、施策間連携の推進 等

## 2. モデル性審査

＜申請要件＞ 各要件につき、○×評価

**【TYPE3のみ】新規性の高いマイナンバーカードの用途開拓  
または、高度にAIを活用した準公共サービスの創出**

デジタル原則、共助条件の遵守に取り組むこと

オープンなデータ連携基盤上で、複数のサービス提供事業者が異なる  
サービスを提供するものであること

適切なセキュリティ対策を実施するものであること  
中核的経営人材が存在していること

Well-Being指標を活用すること

＜評価項目＞ 計50点満点で評価

**データ連携基盤の構築及び相互運用性の確保**  
相互運用性の確保、データ連携基盤の共同利用 等

**サービス設計等の適切性**  
住民・事業者を巻き込むための戦術、サービスの具体性 等

**付加価値創出**  
データ連携により創出される付加価値の大きさ 等

**政策的優遇措置**  
マイナンバーカードの利活用、共通化・標準化の推進 等

# デジタル実装タイプ：TYPE2/3 (事業性評価：申請要件)

	申請要件	確認方法
①	地域の課題解決や魅力向上に取り組むものであること	交付対象事業の実施により、どのような地域課題の解決に取り組むものであるのかが記載されているか
		交付対象事業の成果を複数年度に渡って計測するためのKPIが設定されているか
②	サービスを地域・暮らしに実装する取組であること	交付対象事業が地域住民に直接裨益するものであるか
③	事業を推進するための体制が確立されていること	コンソーシアムを形成する等、事業を推進するための体制が確立されているか

# デジタル実装タイプ：TYPE2/3（事業性評価：評価項目）（1/2）



評価項目		評価基準	配点	
1.	サービス内容 (政策目的への適合性)			10
①	取り組む地域課題及び 実現したい地域像の具体性	交付対象事業の実施により、解決に取り組む地域課題や将来的に実現したい地域像が明確かつ具体的に示されているか	4	4
②	事業のKPIの適切性	全てのサービスについて、アウトプット指標（事業に直接関連する活動指標（例：利用者数等））が適切に設定されているか	3	6
		全てのサービスについて、アウトカム指標（事業により地域・住民にもたらされる裨益を示す成果指標（例 利用満足度等））が適切に設定されているか	3	
2.	推進体制			6
①	推進体制	庁内における推進体制が確立されているか	3	6
		サービスを提供する民間事業者や地域の関係者を含め、事業を推進するための体制が構築できているか	3	
3.	事業計画			22
②	実装計画 (事業立ち上げ初年度)	サービスの普及・定着に向けた周知・広報の方法が具体的に記載されているか	4	8
		サービスの質・ユーザの満足度向上に向けた評価・改善の具体的な手法が記載されているか	4	

# デジタル実装タイプ：TYPE2/3（事業性評価：評価項目）（2/2）



評価項目		評価基準	配点	
3.	事業計画			22
①	実装計画 (事業立ち上げ初年度)	データ連携基盤の構築及び複数のサービスごとに、交付決定から仕様検討、入札、開発、試行など、実装までのスケジュールが具体的かつ現実的であるか。単年度でのサービス実装というタイムラインを踏まえ、事業のスコープに実効性があるか。	5	8
		交付対象事業費について、データ連携基盤の構築及び複数のサービスごとに、適切な経費項目に分類した上で、具体的に記載されているか	3	
②	運営計画 (交付対象事業終了後 (実装後) 2年間)	2025年度及び2026年度におけるサービスの収支予定がサービスごとに具体的に記載されており、当該2年間におけるサービスの継続運営に掛かる費用の財源が確実かつ具体的に確保されているか	3	6
		2025年度及び2026年度における、サービスの利用拡大・改善に向けた取組が具体的に記載されているか	3	
4.	政策的優遇措置			12
①	スタートアップの活用	スタートアップがサービス全体の提供主体の場合 (提供サービスの一部を担う場合は1点加点)	2	4
		スタートアップが「地場スタートアップ」に該当する場合	2	
②	地域間連携の促進	「連携中枢都市圏構想」又は「定住自立圏構想」に基づく地域間連携事業である場合、若しくは隣接していない地域間における遠隔での連携事業である場合	2	4
		地域間連携による付加価値を定量的にKPIで示すことができる場合	2	
③	施策間連携の推進	地域ビジョンの実現に資する施策間連携事業であって、主務大臣による認定を受けた事業計画に基づく事業である場合	4	4
			50点	

	申請要件	確認方法
①	デジタル原則（構造改革のための基本原則）の遵守に取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交付対象事業の実施にあたり、デジタル原則（構造改革のための基本原則）の遵守に取り組む旨を表明しているか（☑チェックボックスへのチェックにより意志確認）</li> </ul>
②	共助条件の遵守に取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複数の事業者が連携し、サービスの生活実装に取り組む旨のビジョンが明示されているか</li> </ul>
③	オープンなデータ連携基盤を活用して、複数のサービス提供事業者が異なるサービスを提供するものであること	<p>【非パーソナルデータ連携・パーソナルデータ連携共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・データ連携基盤上で複数のサービス提供事業者が異なるサービスを提供するものであるか。</li> <li>・スマートシティリファレンスアーキテクチャ ホワイトペーパーに準拠しているなど、データ連携基盤が汎用的に幅広い分野のサービスとの接続が可能なものであるか。</li> <li>・データ連携基盤で扱われるデータが、政府の提供するGIF又はデータ連携のための標準（データモデル）に準拠しているか（例：FIWARE、OASC等）。</li> <li>・データ連携基盤自体がサステイナブルに提供可能であるための構築・運用方針が明示されているか。</li> </ul> <p>【非パーソナルデータ連携基盤を構築する場合のみ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・デジタル庁が推奨するデータブローカー機能（NGSI v2 FIWARE Orion）を採用するものであるか。</li> </ul> <p>ただし、構築済みのデータ連携基盤を用いる場合には同様の機能を有する既存のデータブローカー機能を活用するものでもよい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業により得られたデータについてオープンデータとして提供しているか。</li> </ul> <p>【パーソナルデータ連携基盤を構築する場合のみ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・デジタル庁が推奨するデータブローカー機能（パーソナルデータ連携モジュール）を採用するものであるか。</li> </ul> <p>または、データ連携基盤に接続するサービス同士がデータ提供・取得をするためのデータ仲介機能を持つものであるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業により得られたデータについてデータ連携基盤を接続する事業者等が取得できるように提供しているか。</li> </ul>



	申請要件	確認方法
④	適切なセキュリティ対策を実施するものであること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「スマートシティセキュリティガイドライン（第2.0版）」に準拠した適切なセキュリティ対策を実施するものであるか</li> <li>・個人情報の適切な取扱いやプライバシーを確保するための具体的な取組が講じられているか</li> </ul>
⑤	中核的経営人材が存在していること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域課題の設定、データ連携基盤の構築、複数事業者による異なるサービス実装、データ連携による付加価値創出等、事業全体を企画・推進する中核的経営人材（チーフアーキテクトなど、プロジェクト全体を中心的に進める人材）が存在するか</li> </ul>
⑥	Well-Being指標を活用すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Well-Being指標について、デジタル庁が準備するサイトやアンケート票などを用いて計測を行う予定としているか。</li> <li>ただし、既存の取組として行っているアンケートなどの取組がある場合には、項目の追加やデジタル庁が公開する項目への対応などを示すことでも可とする。</li> <li>・取得したWell-Being指標により取組を評価する予定としているか。</li> </ul>





	申請要件	確認方法
⑦	【TYPE3（マイナ）のみ】マイナンバーカードの活用シーンの拡大を更に推進する取組であること	・新規性の高いマイナンバーカードの用途開拓がされているか。
⑧	【TYPE3（マイナ）のみ】マイナンバーカードの利便性向上に資する取組であること	・マイナンバーカード活用することが、住民生活の利便性向上に寄与しているか。
⑨	【TYPE3（AI）のみ】人口減少による担い手不足等により、今後地域でのサービス維持が困難になることが予想される準公共領域（健康・医療・介護分野、教育・こども分野、防災分野、モビリティ分野など）に係る地域課題の解決に資する取組であること	・準公共領域における現状の地域課題と分析、今回実装するサービスにより何がどのように解決されるのかが示されているか。
⑩	【TYPE3（AI）のみ】AIの活用方法が高度（マッチングや行動最適化を行うもの）であること	・サービス提供の主たるロジック設計部分等においてAIを活用しているか。 ・AIによる分析や出力の前提として必要となるデータ項目、データ収集方法（リアルタイムでのデータ反映のための工夫）等が整理され、スケジュールや仕様の設計の中に適切に反映されているか。
⑪	【TYPE3（AI）のみ】サービス提供の効率化とユーザーにとってのサービス品質向上の双方に寄与する取組であること	・サービスの提供者側の業務効率化等のみならず、サービスの受け手たるユーザーにとっての品質向上（利便性の向上等）についても寄与することが、定量的・定性的に示されているか。



評価項目		評価基準	配点	
1.	データ連携基盤の構築及び相互運用性の確保			14
①	相互運用性の確保	・データ連携基盤の構成として相互運用性が確保されているか。 （既存のデータ連携基盤を共同利用する場合は、評価基準を充足するものとして考慮）	4	4
②	オープンデータの提供	・利用者目線で見ると利用価値の高いデータがオープンデータとして利用しやすい形式で提供がされているか。	3	3
③	データ連携基盤の共同利用	・データ連携基盤の他団体との共同利用や既存のデータ連携基盤のサービス利用型での利用をしているか。	7	7
2.	サービス設計等の適切性			19
①	サービスの具体性	・サービスの提供内容、提供エリア、頻度、対象者などサービス内容が具体的になっているか。	5	5
②	サービスの裨益効果	・十分に住民に裨益するサービス内容になっているか。 ・複数のサービスを組み合わせて使うことが、相乗効果につながっているか。	5	5
③	住民の巻き込み	・住民ニーズに沿ったサービス提供やサービス利用者を増やすための方策など住民の巻き込み方針・計画が具体的になっているか。	6	6
④	中核的経営人材	・民間人材の中核的経営人材が存在し、本事業に十分な時間数を費やす見込みになっているか ・初年度の事業終了後も事業の発展にコミットできる人材の方が登用されているか。	3	3

※イニシャル、ランニングコスト軽減による資金的持続性の確保、自治体間のデータ連携・仕様の標準化等の観点から、データ連携基盤については、個々の自治体がそれぞれ新規構築するのではなく、すでにデータ連携基盤を所有している団体と調整・連携の上、共同利用をしていくことが望ましい。なお、共同利用にあたり、所有側の自治体の既存データ連携基盤に改修費が発生する場合は、負担金扱いとして申請側自治体の対象経費に計上することを認める（収支予定にその旨記載すること）

# デジタル実装タイプ：TYPE2/3（モデル性評価：評価項目）（2/2）



評価項目		評価基準	配点	
3.	付加価値創出			10
①	データ連携により創出される付加価値の大きさ	・本事業で実装される、複数事業者によって提供される異なるサービス間において、データ連携を行うことにより創出される付加価値を示すことができるものであるか	6	6
②	Well-Being指標の活用	・俯瞰、因子の探し出し、ストーリーの可視化、ディスカッション、施策の決定、モニタリングなどWell-Being指標を有効に活用する予定が具体的にになっているか。	4	4
4.	政策的優遇措置			7
①	【TYPE2】マイナンバーカードの利活用	・マイナンバーカードを何らか利活用する取組であるか	4	4
②	【TYPE3（マイナ）のみ】マイナンバーカード利用の先行事例としての横展開モデル性	・マイナンバーカード利用の先行事例としての横展開モデル性があるかどうか	4	
③	【TYPE3（AI）のみ】AIを活用したサービスの効果	・AI活用による住民の利便性向上とサービス提供者の効率化が具体的であり、実現可能性があるか。	2	
④	【TYPE3（AI）のみ】AI活用にかかるデータの適切性	・AIによる分析に当たって必要なデータ項目が整理されているか。 ・必要なデータにつき、適切にインプット（量、期間等）するための手法、考え方や検討プロセスが具体的か。 ・将来的に、データ連携基盤から取得した複数サービスからのデータをインプットデータに活用するか。	2	
⑤	共通化・標準化の促進	・デジタルを活用して地域の課題解決等を図るサービス・システムの共通化・標準化を推進する観点から、国等が定める標準仕様に準拠したサービスやモデル仕様書に準拠した実装を行う場合。 （既存のデータ連携基盤を共同利用する場合は、評価基準を充足するものとして考慮）	3	
			50点	

# (参考) TYPE2/3の事業設計において参照すべきガイドライン等

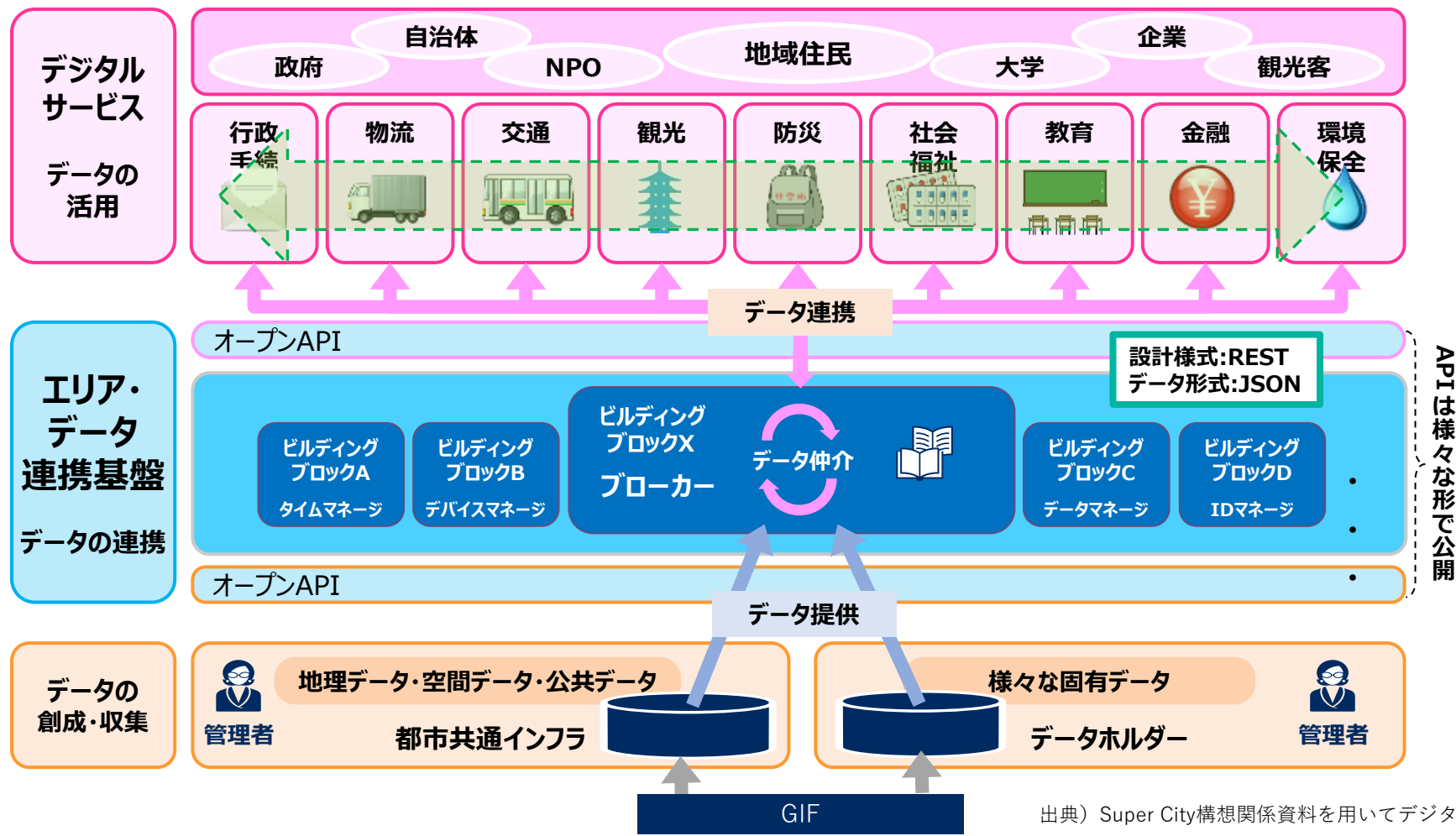
No	名称	関係する実施計画の 主な項目	発行元	公開日 (最終更新日)	リンク
1	スマートシティ・ガイドブック 第2版	全体	内閣府	2023年8月10日	<a href="https://www8.cao.go.jp/cstp/society5_0/smartcity/index.html">https://www8.cao.go.jp/cstp/society5_0/smartcity/index.html</a>
2	スマートシティ・リファレンス アーキテクチャ 第2版	全体（特に、サービスの成果を複数 年にわたって計測するためのKPI （3カ年分）、データ連携基盤の 構築及び相互運用性の確保に向け た考え方）	内閣府	2023年8月10日	<a href="https://www8.cao.go.jp/cstp/society5_0/smartcity/index.html">https://www8.cao.go.jp/cstp/society5_0/smartcity/index.html</a>
3	データ連携基盤に求められる 互換性・安全性・プライバシーに 関する事項	データ連携基盤の構築及び 相互運用性の確保に向けた考え方、 セキュリティ対策、 プライバシーの確保	内閣府	2023年9月26日	<a href="https://www.chisou.go.jp/tiiki/kokuseintoc/supercity/supercity_230926_privacy.html">https://www.chisou.go.jp/tiiki/kokuseintoc/supercity/supercity_230926_privacy.html</a>
4	データ連携基盤を通して提供される データの品質管理ガイドブック	データ連携基盤の構築及び 相互運用性の確保に向けた考え方	内閣府	2023年9月26日	<a href="https://www.chisou.go.jp/tiiki/kokuseintoc/supercity/supercity_230926_guidebook.html">https://www.chisou.go.jp/tiiki/kokuseintoc/supercity/supercity_230926_guidebook.html</a>
5	プラットフォームにおけるデータ取扱い ルールの実装ガイダンス ver1.0	データ連携基盤の構築及び 相互運用性の確保に向けた考え方、 プライバシーの確保	デジタル庁 ／内閣府	2022年3月4日	<a href="https://cio.go.jp/sites/default/files/uploads/documents/digital/20220304_policies_data_strategy_outline_01.pdf">https://cio.go.jp/sites/default/files/uploads/documents/digital/20220304_policies_data_strategy_outline_01.pdf</a>
6	政府相互運用性フレームワーク (GIF)	データ連携基盤で取り扱うデータ	デジタル庁	2023年8月31日	<a href="https://www.digital.go.jp/policies/data_strategy_government_interoperability_framework">https://www.digital.go.jp/policies/data_strategy_government_interoperability_framework</a>
7	スマートシティセキュリティガイドライン (第2.0版)	セキュリティ対策	総務省	2021年6月	<a href="https://www.soumu.go.jp/main_content/000757799.pdf">https://www.soumu.go.jp/main_content/000757799.pdf</a>
8	スマートシティ施策のKPI設定指針 第2版	サービスの成果を複数年にわたって 計測するためのKPI（3カ年分）	内閣府	2023年4月5日	<a href="https://www8.cao.go.jp/cstp/society5_0/smartcity/index.html">https://www8.cao.go.jp/cstp/society5_0/smartcity/index.html</a>

## 【補足】データ連携基盤について

---

# データ連携基盤の構築

- デジタル庁は、政府が整備を進めてきたスマートシティのアーキテクチャに基づき、データ連携基盤のコアとなる部品、データ仲介機能（ブローカー）について、その無償提供と活用に関する助言を進めることで、各地域による一元的なデータ連携基盤の構築を支援。
- 令和4年7月1日に、普及管理団体を通じてデータ仲介機能（ブローカー）の自治体向け提供を開始。



## 課題

- 複数個所の有名観光地がバラバラに点在しているが、観光地間の協力関係が弱く、顧客を奪い合う関係に。
- 観光業の知名度を活かしつつ、実はレベルの高い製造業の力を借りた、新たなサービス事業連携が作れないか、課題が存在。

## 取組み

- 観光地を効率的に回遊する自動走行車両を導入。通常の観光動線に加え、製造業のものづくり体験も加え、産業の壁を越えて“MaaSによるものづくりツーリズム”を実現。
- 観光客の個人認証においては、顔認証やワンズオンリー技術を活用し、域内完全キャッシュレスの利便性を高セキュリティで提供。
- 滞在中はレンタルを行うヘルスケアウェアラブル端末により、健康管理やキャッシュレスでの買い物（免税・クーポン・自宅配送）をフルサポート。
- 観光コンテンツの高付加価値化のため、伝統工芸の制作や着物体験とその誘客に、AR・VR・アバター技術を活用。



### ヘルスケア

・ウェアラブル端末で、滞在中の健康管理



### キャッシュレス

・手ぶらで観光  
・登録はワンズオンリー  
・顔認証やウェアラブル端末決済



### MaaS/自動走行

・主要な観光地を回遊  
・製造業動線もプラスオン



### ものづくりツーリズム

・製造業と観光業の交流をきっかけに、観光業界が団結



### AR・VR・アバター

・観光コンテンツの高付加価値化による所得水準の向上



連携

連携

連携

連携

## データ連携基盤

台帳情報    顔    趣味・嗜好  
パーソナル情報

バイタルデータ  
ウェアラブルデバイス情報

配車データ  
地域

観光地情報  
観光業・製造業



## 【これまで】

- **各業務現場のやり方に適したシステムの作り込み**に、ベンダーも自治体も時間とコストを投下。



- 現場のリクエストに合わせた**システムの「作りこみ」**は、事業者にとっては顧客の囲い込みにつながり、現場との間に挟まれた情報システム/デジタル推進の担当もますますベンダーの知見を頼ることから両者の**相互依存関係を強化**。実質的な競争の乏しい市場を形成しやすい。



## 【これから】



- **優良で横展開のポテンシャルの高いサービス/システムを活用し、その「使いこみ（どう使いこなすか）」**に時間とコストを投下

- 初めから優良なサービス/システムを導入し、どうすれば使われるか、どうすれば効率的になるか、**「作りこみ」ではなく「使いこみ」の方に時間と労力を投下**。

ex)このうち、データ連携基盤については、すでに構築された基盤を共同で利用することを求め、デジ田交付金の審査において大幅に加点評価するとともに、各都道府県下のデータ連携基盤統一化ビジョンを策定し、同ビジョンと市区町村の取組の整合性についても、あわせて説明を求めることとする。

- このため、地域に対し必要な**情報の提供や相談を行う枠組みを設置し調達現場を支援**
  - ① 優良なサービス/システムに関する調査等の実施（カタログ自体は国から公表）
  - ② 優れた利活用ケースの検証と公開、課題解決に資するデジタル投資に関する相談支援
  - ③ デジタル投資の活用により地域の課題を解決する人材の育成・採用支援 など



### ● データ連携基盤に関する今後の方針について

- (1) 分野別にデータ連携基盤は、原則、各都道府県で1つに限る (※1)
- (2) 分野間のデータ連携基盤は、各都道府県で1つに限る
- (3) これらは原則、カタログ(※2)が推奨するデータ連携基盤技術から採用する

(※1) 特定分野におけるデータの扱い等の特性上、別建てにすることが有益な場合に限り、特定分野に特化したデータ連携基盤は原則、各都道府県で1つに絞る（例：主に医療に分野に特化など）

(※2) 「デジタル実装の優良事例を支えるサービス／システムのカタログ」（令和6年2月9日時点更新）

なお、県内にA分野のデータ連携基盤がある場合において、x市が県外のA分野のデータ連携基盤を共同利用したために、県内でA分野において外見上複数の連携基盤が利用されているとしても、新たに別の連携基盤が整備されたものとは扱わない。

今年度のTYPE2/3申請にあたっては、特にデータ連携基盤の新規構築を行う団体においては、都道府県及び管内市区町村の基盤構築状況をよく確認の上、都道府県と協議を始めていただきたい。また、既に基盤を保有している団体においても、共同利用・連携の可能性を探っていただきたい

以下のいずれの事業についても、R5補正におけるTYPE2/3の申請は可能としますが、**デジタル庁に速やかに一報するとともに、都道府県と協議を開始**してください。

※すでにデジタル庁に申請検討中の旨を一報している団体は不要

## 1 過年度事業等にて構築済みのデータ連携基盤を活用をする事業

## 2 データ連携基盤の新規構築を要する事業

### a : 都道府県自身あるいは同一都道府県内の他市区町村でデータ連携基盤の整備がない場合

→ データ連携基盤の新規構築可

(※都道府県主導で構築し、管内の市区町村にて共同利用することが望ましいが、市区町村単独による構築を妨げるものではない。)

### b : 都道府県自身あるいは同一都道府県内の他市区町村でデータ連携基盤の整備がある場合

→ データ連携基盤の共同利用を検討

(※ただし、構築済みのデータ連携基盤が活用されているサービス分野や備えている機能が、申請団体が実装を予定しているサービスやその実施に必要な機能と合致せず、基盤の活用やサービスの接続等が難しいケースがある場合、新規構築を妨げるものではない。)

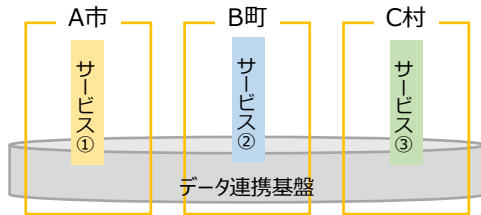
# データ連携基盤の共同利用についての優遇措置

デジ田交付金（デジタル実装タイプ）では、令和5年度補正募集分よりデータ連携基盤の共同利用による優遇措置を講じ、基盤の新規構築による乱立から、自治体間の連携による集約化を促していく

## 審査に際しての加点評価

(100点満点)

- (1) 自治体が既存のデータ連携基盤を共同利用する取組 \*ABCが異なるサービスを提供

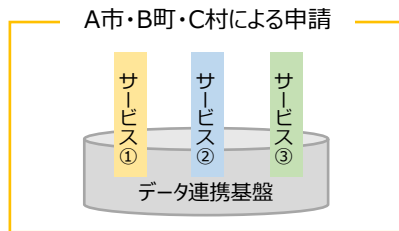


(従来)  
加点なし

※サービスの提供主体が異なるため

**14点を加点**

- (2) 複数自治体での地域間連携事業 \*ABCが同じサービスを提供



(従来)  
地域間連携事業として

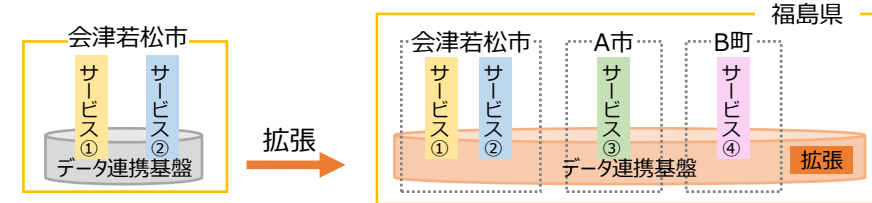
加点最大 **4点**

上記加点に地域間連携による  
加点を加え、最大**18点を加点**

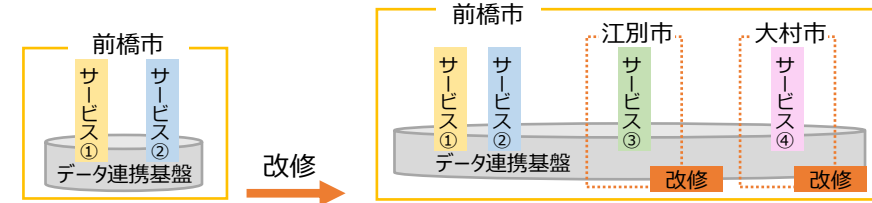
令和5年度補正募集分より、データ連携基盤の他団体との共同利用や既存のデータ連携基盤のサービス利用型での利用をしている場合、ウェイトの高い加点措置を実施

## データ連携基盤の共同利用にあたる 本交付金での財政措置（過去実績）

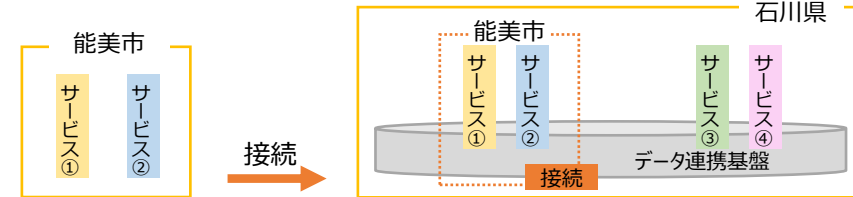
- ケース①：会津若松市・福島県モデル  
基礎自治体の基盤を県の基盤として拡張し、横展開を行う



- ケース②：前橋市・江別市・大村市モデル  
基礎自治体がデータ連携基盤を共同利用する



- ケース③：能美市・石川県モデル  
基礎自治体のサービスを県の基盤に接続する



いずれのケースでも基盤所有自治体、相乗り側自治体における基盤の接続費や改修費を計上することは可能

# データ連携基盤共同利用ビジョン（仮称）策定について

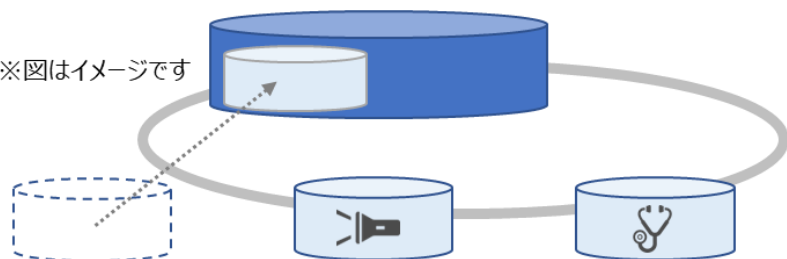
地域内におけるデータ連携基盤の有効活用の観点から、都道府県及び市区町村間にて現況把握・位置づけの整理等を実施し、令和6年度内に以下ビジョン（仮称）の策定を検討していただきたい

## 都道府県への依頼事項

<R6年度中にお願いしたいこと>

- 都道府県は、市区町村が保有するデータ連携基盤の整備状況や当該基盤の機能・用途等について**現状把握を行うこと**。
- 市区町村がデータ連携基盤の新規利用を検討する際、**都道府県に相談をできるような体制を築き、基盤の乱立抑制・共同利用を促す“ハブ”としての役割を担い、市区町村が過大な投資をせずに既にある基盤を有効活用できるようサポートすること**。
- 関係する市区町村とよく協議の上、データ連携基盤の**有効活用／複数団体による共同利用や将来的な整理統合も含めた中長期的な方針を策定すること**。

※図はイメージです



## データ連携基盤共同利用ビジョン（仮称）の構成要素イメージ

### 1. データ連携基盤の現況

- 誰（事業者）が構築し、何の分野・サービスにおいて、どのようなデータについて、どのように基盤が活用されているか

### 2. 方針例

- 県主導で積極的に構築し、市町村に対して提供する。
- 県独自には当面構築せず、\*\*町が構築した既存の基盤を共同利用することを基本として、他の市町村による利用が生じたときには県が主導で調整を行う。
- \*\*市が構築した既存の基盤を都道府県に移管し、広域に提供するための改修を加える。

### 3. 考慮事項

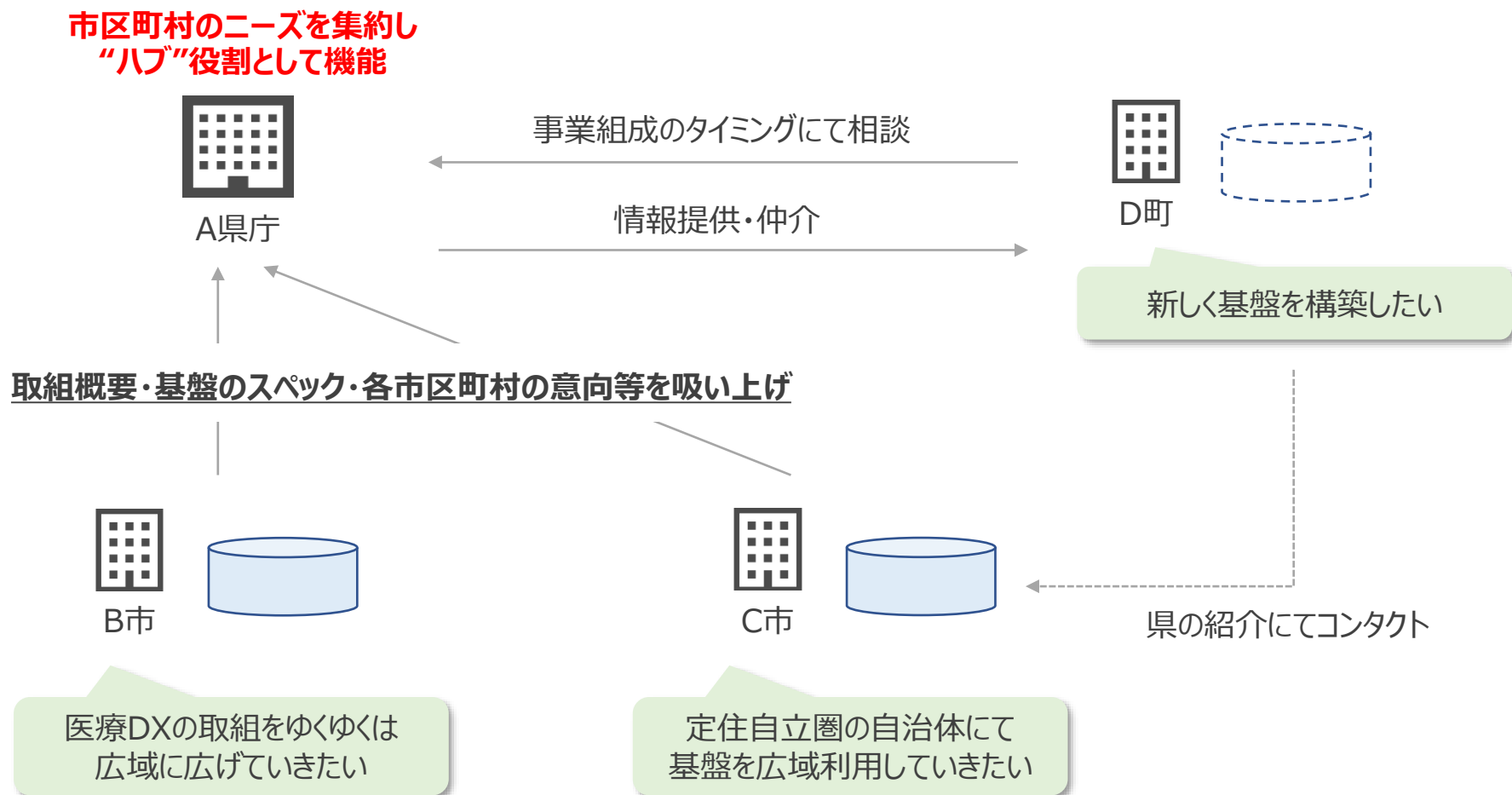
- 取り扱うデータの内容、DB等の容量、対象規模、費用負担、データ連携方法の精査（見直し含む）

### 4. 方針を踏まえた当面の対応スケジュール（年度単位の取組）

- 2025年度より向こう3年程度が望ましい

## ビジョン（仮称）策定にあたる都道府県への期待役割

都道府県においては、市区町村のデータ連携基盤の状況を情報収集し、市区町村が基盤の新規構築を検討する際、まず最初に都道府県に相談をできるような体制を築き、分野・サービス等も踏まえながら、既に構築済の自治体の担当者をつなぎ、基盤の乱立抑制・共同利用を促す“情報のハブ”としての役割を担っていただきたい



# データ連携基盤共同利用ビジョンのイメージ：フォーマット例

## ＊ ＊ 県におけるデータ連携基盤共同利用に係るビジョン

＊ ＊ 県においては、＊ ＊ 市、＊ ＊ 町においてデータ連携基盤を構築済みであるところ、以下の状況を勘案し、X分野に関して＊ ＊ 町が構築済みのデータ連携基盤について、同じくX分野に関して＊ ＊ 市が構築済みのデータ連携基盤に統合することの検討・精査を行うとともに、今後、Xの分野に関して他の市町村によるデータ連携基盤の利用用途が生じた場合には、既存の基盤を共同利用することを基本として県が主導で関係市町村間の調整を行う。なお、X分野とは異なる分野及び用途においてデータ連携基盤の必要性が生じた場合には、既存のデータ連携基盤の機能拡充について検討を行う一方、下記の考慮事項を勘案して新規構築が適切と判断した場合には所要の対応を行う。加えて、データ連携基盤間の情報連携が適切に行われるよう、APIの見直し等を行い、必要に応じて改修等を行う。

### 1. データ連携基盤の現況

- ＊ ＊ 市のデータ連携基盤及び＊ ＊ 町のデータ連携基盤についての概要は、別紙 1（既存資料で可）のとおりであり、主に＊ ＊ 分野・サービスにおいて、＊ ＊ ＊、＊ ＊ ＊といったデータを扱い、＊ ＊ ＊に活用している。

### 2. 考慮事項

- ＊ ＊ 市のデータ連携基盤については、主に＊ ＊と行ったデータを取り扱う構成となっているところ、他の自治体も含めた利用を行う場合、＊ ＊ ＊という観点において情報処理の規模や可用性等に課題が生じる。また、統廃合を行った場合の主管の自治体と利用自治体における役割分担及び費用負担について精査する必要がある。以上のことを考慮しながらビジョンに則った精査を行い、2025年度中を目途に対応方針の結論を得ることとする。

### 3. 方針を踏まえた当面の対応スケジュール（年度単位の取組）

- 2025年度 X分野に関する＊ ＊ 町が構築済みのデータ連携基盤について、同じくX分野に関して＊ ＊ 市が構築済みのデータ連携基盤に統合することの検討・精査
- 2026年度 費用負担に関する基本的な考え方の整理、データ連携方法の見直し
- 2027年度 既存のデータ連携基盤に関する統廃合、利活用の促進及び他の市町村及び他の都道府県への拡充について適宜検討

## ■ データ連携基盤共同利用ビジョンに関するビジョンについての都道府県との協議

申請にあたり、以下要件を遵守のうえ取組を行うこと

- 各都道府県下のデータ連携促進に関するビジョンについて、都道府県と協議すること  
※都道府県の場合は、各都道府県下のデータ連携促進に関するビジョンについて検討すること

## ■ 都道府県との協議内容

※都道府県との協議内容（現時点の方向性）について記載すること

**P.75のデータ連携基盤共同利用ビジョン（仮称）の構成要素イメージを  
参考に、都道府県と協議した内容を踏まえ  
現時点の方針や方向性について記載すること**

※地域内の基盤に関する現況を都道府県と認識合わせをしたうえで、  
過大な投資をすることなく、地域内でのデータ連携・利活用が  
より促進される環境が整備されることが望ましい

## (参考) 都道府県ごとのデータ連携基盤数

都道府県	基盤数	主な導入ベンダー
北海道	3	日本電気株式会社、めぶくグラウンド株式会社
青森県	0	
岩手県	0	
宮城県	1	日本電気株式会社
秋田県	0	
山形県	0	
福島県	2	アクセンチュア株式会社
茨城県	3	一般社団法人コンパクトスマートシティプラットフォーム協議会、日本電気株式会社、アクセンチュア株式会社
栃木県	2	一般社団スマートソサイエティファウンデーション、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
群馬県	2	めぶくグラウンド株式会社、他
埼玉県	3	ソフトバンク株式会社、日本電気株式会社、他
千葉県	2	BIPROGY株式会社、アクセンチュア株式会社
東京都	3	日本電気株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、他
神奈川県	3	一般社団法人コード・フォー・ジャパン、富士通Japan株式会社、日本電気株式会社
新潟県	0	
富山県	3	日本電気株式会社、株式会社インテック、他
石川県	4	NTTビジネスソリューションズ株式会社、株式会社スマートバリュー、株式会社インテック、他
福井県	1	一般社団法人コンパクトスマートシティプラットフォーム協議会
山梨県	1	
長野県	3	株式会社メディアフォース、アクセンチュア株式会社、他
岐阜県	2	株式会社セイノー情報サービス、株式会社電通国際情報サービス
静岡県	3	
愛知県	0	
三重県	2	富士通Japan株式会社、他

都道府県	基盤数	主な導入ベンダー
滋賀県	1	富士通Japan株式会社
京都府	1	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
大阪府	2	西日本電信電話株式会社、株式会社電通国際情報サービス
兵庫県	4	日本電気株式会社、株式会社電通国際情報サービス、株式会社日立製作所、他
奈良県	1	株式会社電通国際情報サービス
和歌山県	0	
鳥取県	1	
島根県	1	
岡山県	4	アクセンチュア株式会社、株式会社電通国際情報サービス、富士通Japan株式会社、他
広島県	3	BIPROGY株式会社、他
山口県	2	アクセンチュア株式会社、他
徳島県	0	
香川県	2	日本電気株式会社、他
愛媛県	4	株式会社インテック、日本電気株式会社、他
高知県	0	
福岡県	2	日本電気株式会社、他
佐賀県	1	
長崎県	2	NTTビジネスソリューションズ株式会社、めぶくグラウンド株式会社
熊本県	1	
大分県	0	
宮崎県	3	株式会社電通国際情報サービス、アクセンチュア株式会社
鹿児島県	0	
沖縄県	1	アクセンチュア株式会社

※デジタル庁が独自で調査。R5年度内に導入予定のものも含んでいます。



## (参考) 主なデータ連携基盤の製品

ベンダー	製品名	導入数	紹介サイト
日本電気株式会社	データ利活用基盤サービス	10以上	<a href="https://jpn.nec.com/smartcity/cityos/index.html">https://jpn.nec.com/smartcity/cityos/index.html</a>
	パーソナルデータ利活用基盤サービス	5未満	
アクセンチュア株式会社	デジタルコミュニケーションプラットフォーム (DCP) : 都市OS兼データ連携基盤	5~10程度	<a href="https://www.accenture.com/jp-ja/services/consulting/smartcity">https://www.accenture.com/jp-ja/services/consulting/smartcity</a>
株式会社電通国際情報サービス	CIVILIOS	5~10程度	<a href="https://www.isid.co.jp/news/release/2022/0629.html">https://www.isid.co.jp/news/release/2022/0629.html</a>
富士通Japan株式会社	スマートシティデータ連携基盤	5~10程度	<a href="https://www.fujitsu.com/jp/group/fjj/solutions/business-technology/mobility/smart-city/platform/">https://www.fujitsu.com/jp/group/fjj/solutions/business-technology/mobility/smart-city/platform/</a>
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	データ連携基盤「Smart Data Platform for City」	5~10程度	<a href="https://www.ntt.com/business/sdpf.html">https://www.ntt.com/business/sdpf.html</a>
一般社団法人コード・フォー・ジャパン	Make our City データ連携基盤	5未満	<a href="https://www.code4japan.org/activity/moc">https://www.code4japan.org/activity/moc</a>
株式会社インテック	エリアデータ利活用サービス	5未満	<a href="https://www.intec.co.jp/service/detail/area-data/">https://www.intec.co.jp/service/detail/area-data/</a>
めぶくグラウンド株式会社	めぶくIDデータ連携基盤	5未満	<a href="https://www.climb-net.co.jp/news-02/9073/">https://www.climb-net.co.jp/news-02/9073/</a>
一般社団法人コンパクトスマートシティプラットフォーム協議会 (OZ1)	JP-LINK	5未満	<a href="https://oz1.life/our-service/">https://oz1.life/our-service/</a>
BIPROGY株式会社	パーソナルデータ流通プラットフォーム「Dot to Dot」	5未満	<a href="https://biz.dot2dot.life/">https://biz.dot2dot.life/</a>
株式会社日立製作所	日立都市OSサービス	5未満	<a href="https://www.hitachi.co.jp/Div/jkk/jic-hitai/smart/#sec2">https://www.hitachi.co.jp/Div/jkk/jic-hitai/smart/#sec2</a>
株式会社スマートバリュー	データマネジメント基盤「Open-gov Platform」	5未満	<a href="https://prtmes.jp/main/html/rd/p/00000055.000039479.html">https://prtmes.jp/main/html/rd/p/00000055.000039479.html</a>

※デジタル庁が独自で調査。導入数はR5年度内の導入予定数も含んでいます。

## (参考) デジタル化横展開（「作る」から「使う」）を推進する官民による協議会

- **地域課題を官民で効果的に解決するデジタル投資を推進**するため、デジタル庁にて「デジタル化横展開推進協議会（仮称）」の設立準備を開始。
- **2024年1月に協議会設立準備会を発足、年度内（3月）での全体会合開催を調整中。**
- 主要な構成メンバーは、関連する既存団体およびその所属団体のほか、活動内容に関連・関心のある自治体および民間事業者等を想定し、順次調整・募集を実施予定。
- ①**選択肢のある健全なデジタル市場の形成**、②**地域におけるデジタル化投資・事業化の成長促進（共助の推進）**、③**地域の課題を解決する人材の育成**などに取り組み、**デジタル化横展開を加速化**。



### 協議会の主な活動内容（想定）

- 1 地域のデジタル化横展開（デジタル投資）が進まない**課題と対応の明確化（全体ビジョンの整理）**
- 2 **官民検討の場の設置、官民役割分担の明確化**及び**関係施策の方針連携**
- 3 **データ連携基盤等のデジタル推進における役割の明確化**及び**連携・共有の推進**
- 4 **健全で競争のあるデジタル市場への移行検討**及び**整備**
- 5 **サービスカタログやモデル仕様書等**による各自治体がベンダーに頼らずに**自らがシステム構築及び運用ができる支援**
- 6 **Well-Being等のまちづくり指標・成果指標の実装**及び**推進**
- 7 地域の課題を明確化して解決策を実現する**人材の育成と連携**及び**横展開（スタートアップエコシステム）**



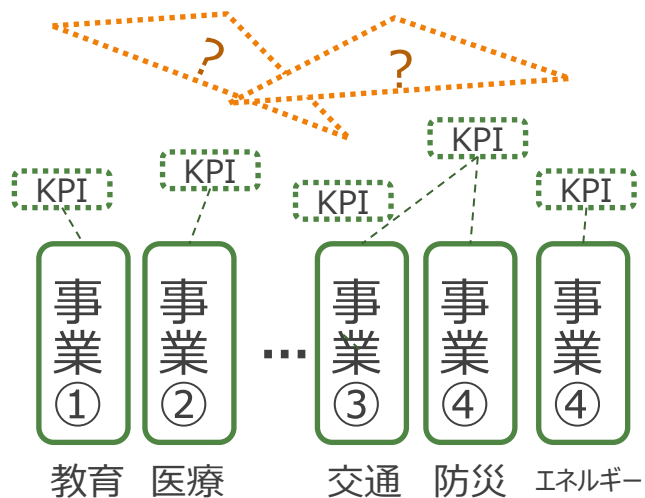
## 【補足】Well-being指標について



- これまでのまちづくりでは地域全体の目指す価値観の明示が不十分であり、目的や取組も十分に整合されていなかった。地域全体のWell-Beingの向上に向けた共通指標を利用することで、価値観や目的をすりあわせ複数サービスの円滑な連携を図ることができる。
- Well-Being指標の活用をコミュニケーションのきっかけとすることで、地域全体の目指したい姿の検討がより具体的になり、産学官、市民含め、地域の様々なプレイヤーの協力を引き出すことが可能。また、Well-Being指標をKPIとして持つことで、地域の様々なプレイヤーが自分たちの活動を評価しやすくなる。

## 現状

- 複数事業を包括する街全体の目指す価値観の明示が不十分。各事業が目指すまちづくりの目的や取組もバラバラ。
- KPIの設定も事業毎に独自に設定されており、相互の関連性は低い。



## 今後

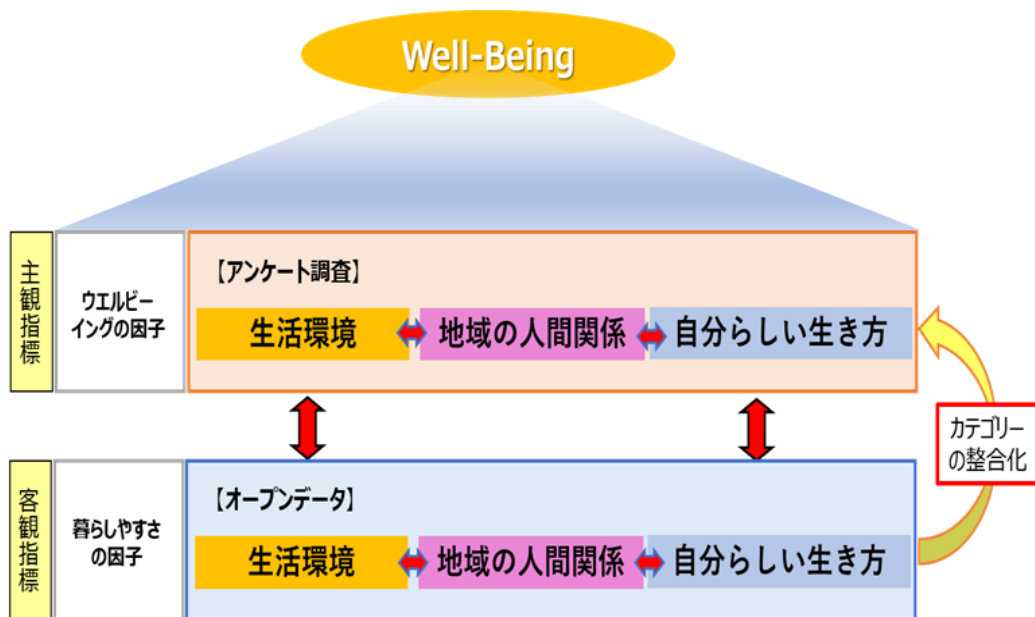
- Well-Being指標を活用することにより、地域全体の目指したい姿の検討がより具体化。
- 共通の指標をKPIとして持つことで、地域の様々なプレイヤーが自分たちの活動を評価しやすくなる。



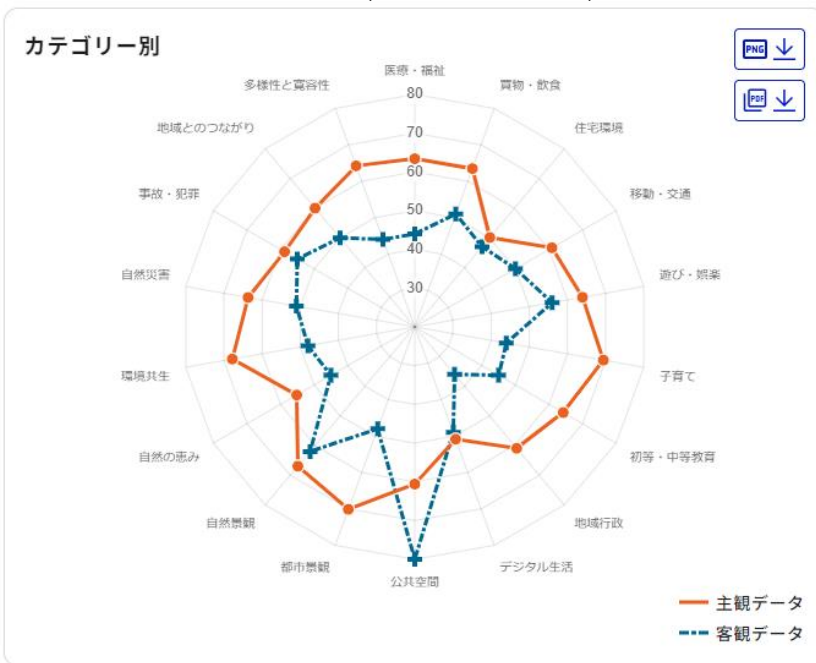
- 各種統計データを指標化し、分野間などの比較に用いる**客観指標**と、市民等へのアンケート調査結果を指標化し、時系列での比較に強い**主観指標**から構成。
- **指標の計測結果はレーダーチャートの形で表示**し、それぞれの街の多様な性格を視覚的に表示。エリア間の比較が目的ではないため、ランキング付けなどは行わない。
- 基本的なデータやアンケート調査票など、**指標の分析に必要な基本的なツールはデジタル庁から提供**。  
<https://www.digital.go.jp/news/26c0d00b-6625-4e77-8b53-cebcba76a268/>
- **令和3年度補正TYPE2/3採択団体から活用を開始**し、本年度も引き続き活用を推進。



## ○Well-Being指標の構成要素



## ○指標の活用イメージ（レーダーチャート）



## Well-Being指標

- Well-Beingを計測する指標・環境の整備  
⇒ WB指標サイトの開発と普及
- WB指標を活用したワークショップと、地域の社会的課題を特定しコンセンサスを作るノウハウの開拓
- ノウハウの実践を通じた市民、事業者の巻き込み  
⇒ ワorkshop手法の開発と実践の普及

明確なビジョン

Well-Being指標

ロジックツリー

Finance

課題と合意

課題と合意

課題と合意

行動と施策

行動と施策

行動と施策

数値による検証

令和6年4月  
を目途に公開予定

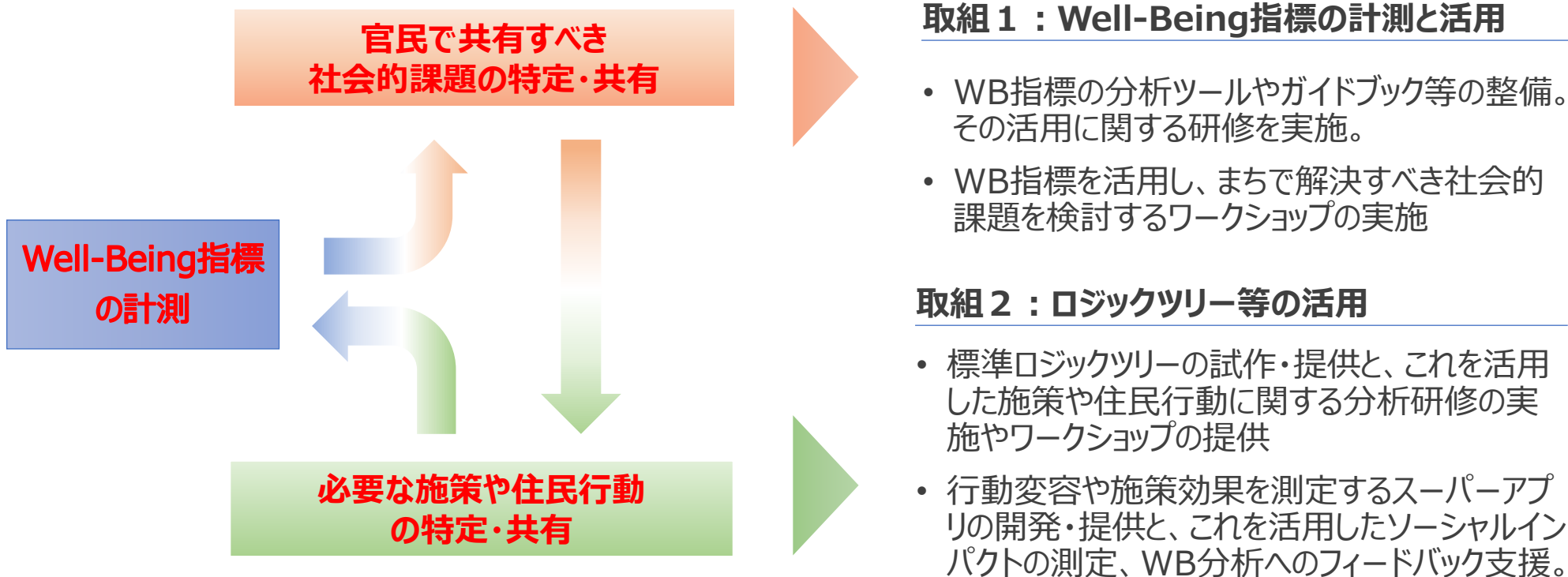
ロジックツリー

社会的課題  
の解決

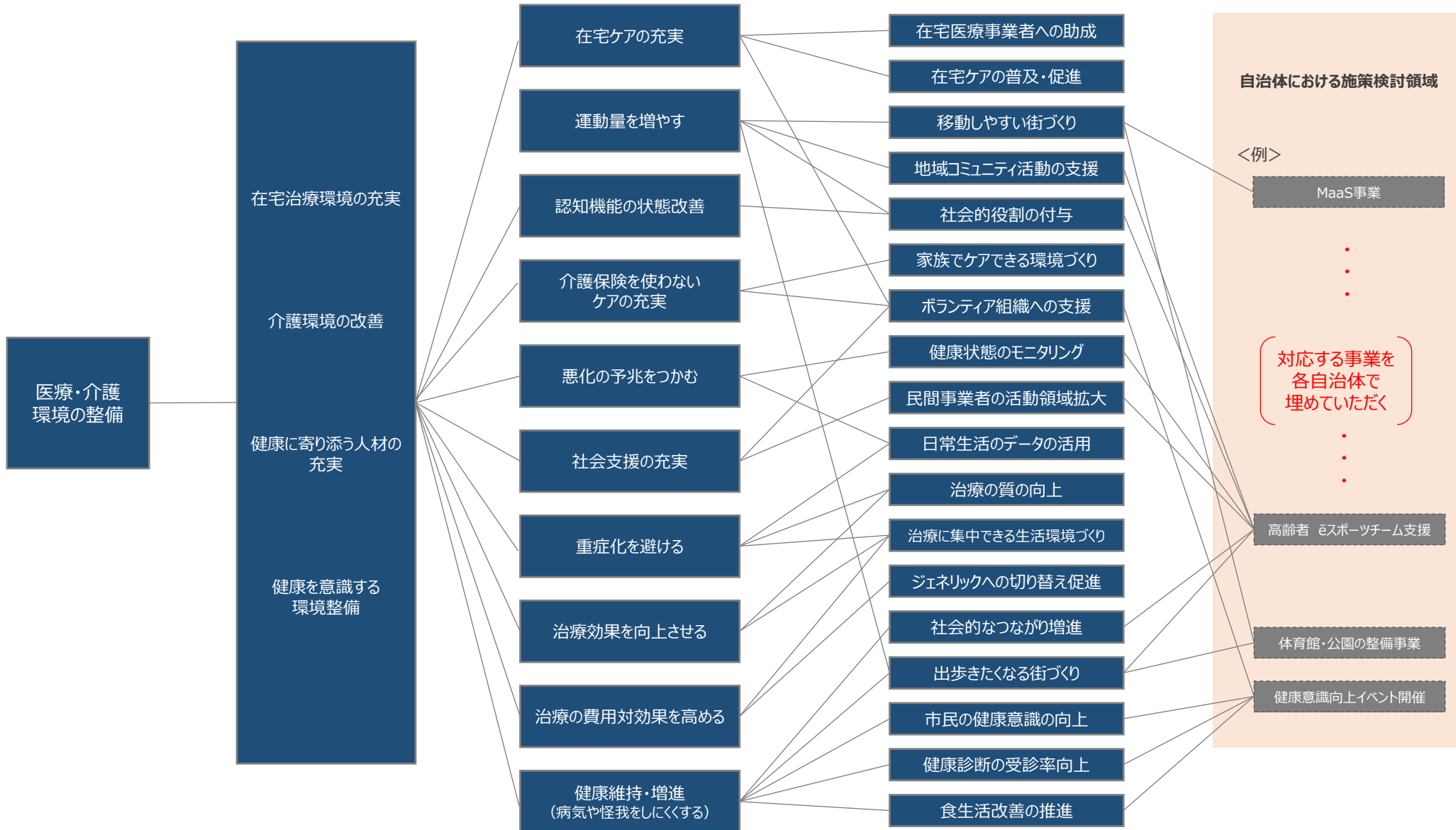
- 地域の社会的課題解決に導く行動の特定  
⇒ ロジックツリーの作成手法の開発
- 特定された行動を誘発する施策の実施  
⇒ ex.ポイントインセンティブなど
- 施策の行動誘発効果を検証するデジタル基盤  
⇒ 行動履歴を捕捉できるアプリの開発

# 指標と標準ロジックツリーの2 StepでWell-Beingの向上を加速

- これまで地域幸福度（Well-Being）指標の分析やワークショップを進め、地域の社会的課題を特定しコンセンサスを作る取組を推進してきた。これにより本年度の本指標活用団体は約60団体と増加している。
- 他方、特定された社会的課題を解決に導くための住民等の行動や施策の特定に繋げるには、もう1段階踏み込んだ分析が必要。具体的には、当該課題の解決と、行動や施策をつなげることが必要であり、ロジックツリーの手法が適合しているのではないか。
- とはいえ、ゼロからロジックツリーを作成することは難しいため、デジタル庁で標準的なロジックツリーを示し、それをたたき台に、社会的課題と、それを解決するための行動や施策の特定を結びつける作業をしてもらうこととしてはどうか。
- 同時に、ロジックツリーの各項目を計測するために必要な手段（スーパーアプリなど）も用意し、取組のインパクトを明らかにできる基盤を整えることによって、社会的投資の加速などにもつなげていってはどうか。




# 【参考】標準ロジックツリー（案）【医療・介護環境の整備】





## 【補足】デジタル実装タイプと地方創生推進タイプの違い



# 地方創生推進タイプ（Society5.0型）とデジタル実装タイプの違い

デジタル実装を主内容とする取組に対する支援メニューとしては、地方創生推進タイプ(Society5.0型)とデジタル実装タイプの2つがあり、地域の課題や事業の特性に応じて、最適なメニューを選択可能です。

- Society5.0型：新たなサービスの開発など「先導的な事業」に取り組む地方公共団体に対し、計画の策定、開発、実証から実装に至るまでを、最長5か年度に渡って中長期的に支援
- デジタル実装タイプ：当年度中に速やかに実装可能な事業に取り組む地方公共団体に対し、その事業の立ち上げに掛かる費用を単年度に限って支援

## 地域のデジタル化を推進したい

中長期で先進事例に取り組みたい

単年度で速やかに実装したい

### ① 地方創生推進タイプ(Society5.0型)

先進的的事业を、中長期（計画の策定、開発、実証から実装）に支援  
-事例：長野県伊那市（2021年から実証事業開始、順次実装中）



＜無人VTOL機による山岳輸送実証＞

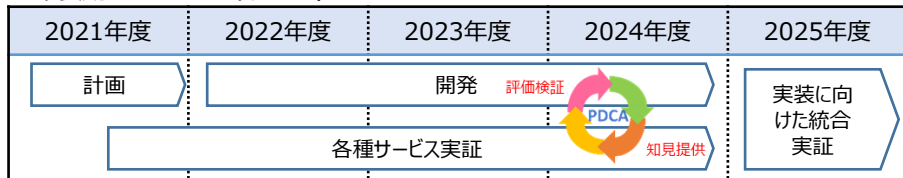


＜ドアツードアAI乗合タクシーEV化実証＞



＜路線バスによる期日前移動投票＞

＜中長期スケジュール（イメージ）＞



### ② デジタル実装タイプ

行政・市民サービスやスマート農業、データ連携基盤を活用したデジタルの実装

#### 【TYPE1】

＜書かない窓口＞



＜スマート農業＞



＜地域アプリ＞

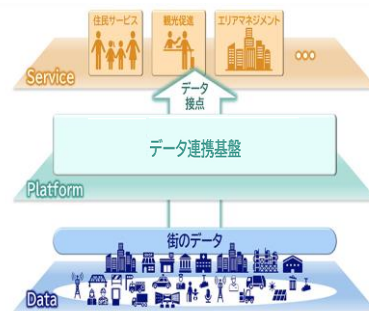


＜AIデジタル教材＞



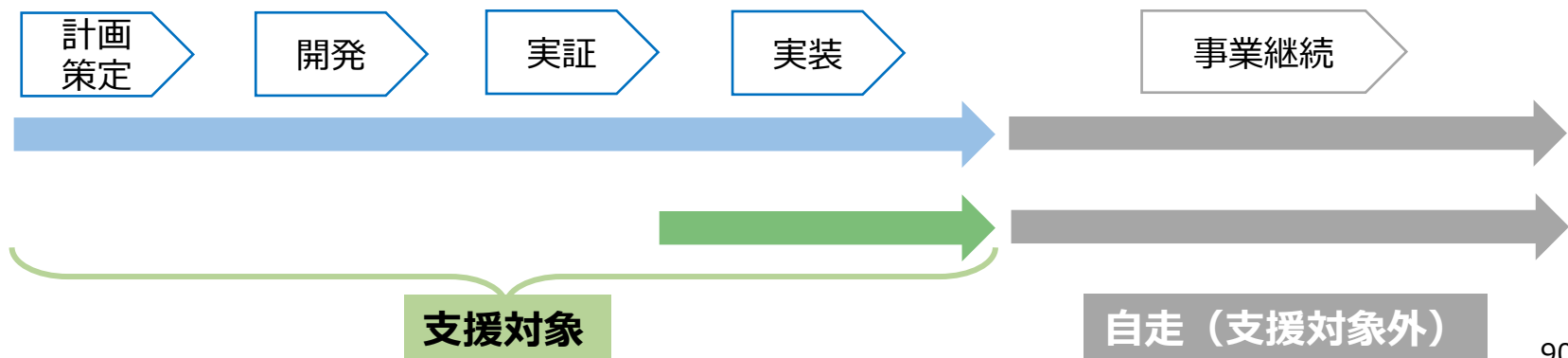
#### 【TYPE2】

＜データ連携基盤を活用したスマートシティ＞  
※イメージ



# 地方創生推進タイプ<sup>o</sup>（Society5.0型）とデジタル実装タイプの違い

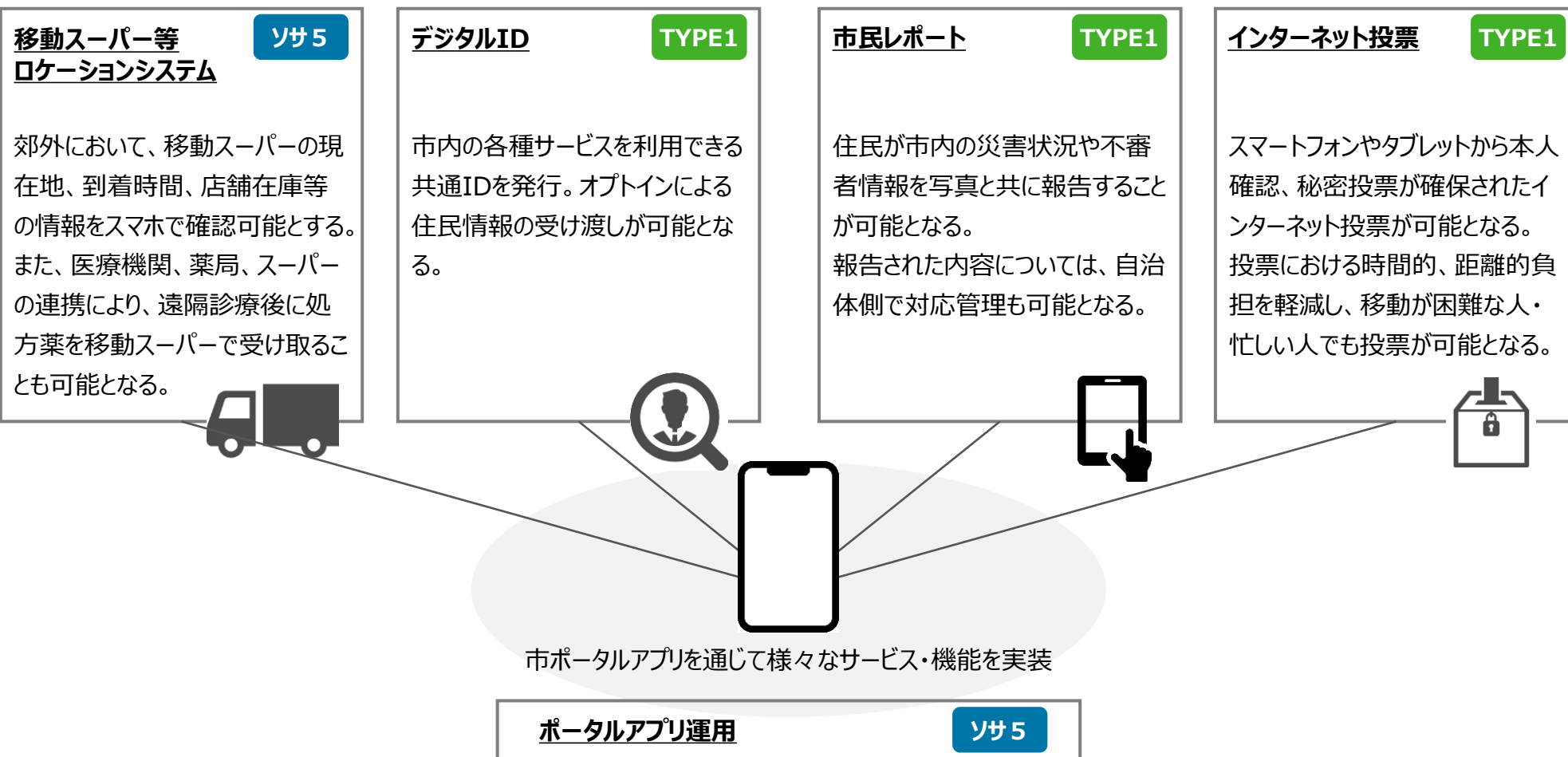
	地方創生推進タイプ (Society5.0型)	デジタル実装タイプ (例：TYPE2/3)	
法定／予算	地域再生法に基づく <b>法定交付金</b>	(法に基づかない) 予算措置	
対象事業	未来技術を活用した、新たな社会システムづくりの 全国モデルとなりうる事業（「 <b>先導性</b> 」が要件）	<b>データ連携基盤</b> を活用して、 複数のサービス連携に取り組む事業	
補助上限額 (国費ベース)	3億円 ( <b>5年間で最大15億円</b> )	TYPE2：2億円	TYPE3：4億円
補助率	1/2	TYPE2：1/2	TYPE3：2/3
実装までの支援期間	<b>最長5か年度に渡って</b> 、 計画策定や実証からサービス実装に至るまでを支援	<b>当年度中</b> のサービス実装を支援	
実装後の運営費用	実装後のランニングコストは支援対象外（実装後は <b>自走</b> が前提）		
地域再生計画との関係	地域再生計画に位置づけることが <b>必要</b>	地域再生計画に位置付けることは <b>不要</b>	
データ連携基盤の活用	—	<b>必須</b>	



# 地方創生推進タイプ<sup>°</sup>（Society5.0型）とデジタル実装タイプ<sup>°</sup>（TYPE1） を組み合わせ活用した事例

茨城県つくば市では、2つの交付金をうまく組み合わせて活用し、幅広いサービスを提供しています。

- R4年度当初 地方創生推進交付金Society5.0タイプ 採択
- R3年度補正 デジタル田園都市国家構想推進交付金 デジタル実装タイプ（TYPE1）採択



## 5.【参考】実施計画作成にあたるポイント



実施計画は以下審査のポイントに留意しながら、最終化をしていただくことを推奨します

**1 実装するサービスが地域の課題解決等に資するものである**  
→事業の実施により解決したい課題や、どのような事業効果があるのか、適切に整理されている

**2 課題や将来像とリンクした、事業の成果を測ることのできるKPIが設定されている**  
→成果を直接的に測ることのできるKPIが設定され、事業の成果の計測に適する理由も合理的

**3 官民が連携した推進体制が整っている ※サービス提供事業者は申請時未定でも可**  
→事業推進体制内の構成員の役割が明確化され、連携が不可欠なステークホルダーをすべて記載

**4 交付金対象年度だけでなく、次年度以降の計画・運営方針が具体的**  
→次年度以降のランニングコストや事業発展のための経費が計上され、財源も確保されている

**5 サービスの改善に向けた手法が具体的**  
→利用者の意見を把握する頻度・手法が明確であり、効果検証をする体制が構築されている

**6 経費項目が詳細**  
→購入する設備・機器や、委託であれば委託の内容や期間が記載されており、経費の用途が明確

事前相談において、ブラッシュアップに向けた指摘が多い事項は以下の通りです

## KPI設定が不適切



- 行政内部の目標をKPIとして設定しており、地域住民への効果が確認できない
- アウトプット指標（サービスの活動量）、アウトカム指標（事業による地域への裨益）それぞれの定義に合った指標が設定されていない

## 次年度以降の運営計画が不透明



- 次年度以降の事業発展に向けた具体的な取組が確認できない
- 次年度以降の収支計画において、歳出は記載されているものの、歳入の記載がなく、次年度以降継続して運営可能かが不明

## サービスの普及・定着の手法が不透明



- 実装したサービスをどのように住民等に周知し、普及・定着をはかっていくのか具体的に読み取れない
- サービスを住民等に使うための工夫（周知媒体、周知に向けた地域団体の巻き込み、手法等）について言及がない

以下の事業はデジ田交付金（実装タイプ）の主旨に合致しないため、交付対象外となります

## 自治体の業務 効率化のみが目的



自治体職員（教職員等含む）の業務の効率化が主目的であり、地域住民に裨益する事業ではない

### NG例

- 職員の時間外勤務削減を主目的とする事業
- 裨益対象が自治体の業務効率化に限られる事業（勤怠管理システムや、庁内電子決裁システム）

## 継続的なサービス 提供ではない



市場調査や実証実験に止まり、住民等に対する実際の継続的なサービス提供を事業実施年度内に行う事業ではない

### NG例

- 年度内は実証実験に止まり、次年度以降に実装
- システムの構築が複数年度に渡り、年度内の実装ができない
- 単年度限りの取組や年1回程度の単発のイベント開催

## 具体的なサービス 実装を伴わない



地域の課題解決のための具体的なデジタルを活用したサービスを実装する事業ではない

### NG例

- 中小企業にICT機器を購入の補助金の支給（具体的な対象サービスが特定されていない）
- スマホ教室や人材派遣が主目的の事業
- Wi-Fi整備、PC等端末購入が主目的の事業



# デジタル実装タイプ TYPE1 採択事例集及びガイドラインについて

サービス別に採択事例を取りまとめた「①TYPE1採択事例集」、事業推進のプロセス毎の実施ポイントや優良事例等をまとめた「②事業推進に向けたガイドライン」をホームページに掲載していますので、上記資料をTYPE1等の実施計画の作成時に参考としてご活用ください。

掲載場所 <https://www.chisou.go.jp/sousei/about/mirai/policy/policy1.html>

デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ）

・ガイドライン

デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ TYPE1）事業推進に向けたガイドライン

・採択事例集

デジタル田園都市国家構想推進交付金（デジタル実装タイプTYPE1）採択事例集（令和3年度補正予算）

**R3補正デジタル田園都市国家構想推進交付金  
デジタル実装タイプ TYPE1採択事例集**

内閣府 地方創生推進室  
内閣官庁 デジタル田園都市国家構想実現会議事務局  
令和4年12月12日  
(令和5年10月更新)

テーマ②

行政サービス

**採択事例①**

都道府県： 東京都 国体名： 豊田市  
担当部署： 総務部情報戦略課 経費総額： 71,463千円  
人口： 422,330人

**豊田市役所のスマート窓口化**

**事業概要**

- ◆ 市民課・支所における申請等のデジタル化
- ◆ 各種手続きにおける支払のキャッシュレス化

**推進体制**

- ① 豊田市役所
- ② 税NTデータ関西
- ③ SBヘイメントサービス㈱
- ④ 市民課・支所での申請のデジタル化実装事業者、ほか

**課題・目的（効果）**

【課題】

- ◆ 紙申請による作業非効率性に伴い待ち時間が長時間化している
- ◆ 申請書作成時、捺印等の記載の手間が発生している
- ◆ 現金支払いのみにより市民等への来庁の手間が発生している

【目的（効果）】

- ◆ 市民にとってストレスのないスマート窓口を実現し、10年後にはデジタル型総合窓口の構築と日本一子育てしやすいまちを目指す

**事業の特徴**

【広域な市場を有する自治体・外国人対応を要する自治体】

- ・ 広域な市場を抱えており、各地域に支所を展開していることから、豊田市で実践した取組については広域な市場を抱える自治体において再現可能
- ・ 市民課・支所での申請のデジタル化においては、外国人向けに英語以外の言語への対応も検討

**KPI**

- ① デジタル申請の利用者件数
- ② 市民課の窓口の滞在時間の減少
- ③ キャッシュレス決済の利用件数
- ④ キャッシュレス決済の割合
- ⑤ キャッシュレス決済の利用割合（公立ごとも区分）
- ⑥ キャッシュレス決済に対する利用者満足度（公立ごとも区分）

(注) 人口は令和2年国勢調査（2020年10月時点）の数値

**採択事例②**

都道府県： 福井県 国体名： 勝山市  
担当部署： 未来創造課 経費総額： 12,486千円  
人口： 22,150人

**ICT技術とマイナンバーを活用した窓口手続きの迅速化による住民サービスの向上**

**事業概要**

- ◆ 市役所庁舎の窓口での各種手続きにおけるデジタル化
- ◆ コビエ交付サービスの導入
- ◆ セミセルフレスの導入
- ◆ オンライン窓口システム導入

**推進体制**

- ① 勝山市
- ② 富士フィルムシステムサービス㈱
- ③ ㈱福井システムズ
- ④ 地方公共団体情報システム機構（F-LIS）、ほか

**課題・目的（効果）**

【課題】

- ◆ 複数の申請書類への記載や申請時の来庁等による負担が大きく、申請から発行までに手間と時間がかかっている

【目的（効果）】

- ◆ マイナンバーカードを活用することで記入の手間や待ち時間を削減し、利便性向上を図る
- ◆ コビエ交付サービスやセミセルフレス、オンラインでの窓口を活用することで住民サービスの向上を図る

**事業の特徴**

【マイナンバーカードの普及に向けた施策】

- ・ 本事業は、マイナンバーカードの取得が前提
- ・ マイナンバーカードの普及に向けて、交付申請窓口の増設や積極的な出張交付申請の実施などに加え、マイナンバーカードを新たに申請交付した市民に対し、ギフトカードを進呈する市独自の取り組みを実施

**KPI**

- ① 申請書作成支援システム利用者数
- ② 庁内キオスク端末利用件数
- ③ 窓口手続きに係る時間の短縮
- ④ 窓口での証明書発行件数の減少

**デジタル田園都市国家構想交付金  
（デジタル実装タイプTYPE1）  
事業推進に向けたガイドライン**

内閣府 地方創生推進室  
内閣官庁 デジタル田園都市国家構想実現会議事務局  
令和5年11月30日

実施ポイント

① ニーズ把握  
【STEP1】

② サービス調達  
【STEP2】

③ サービス導入  
【STEP3】

サービスの導入や選定前に、想定する利用者からのアンケート等で意見を聴取して、課題やデジタルサービスに求められる機能や水準、使用するにあたってイメージが導入予定のサービスと合致するかなどを把握した上で、仕様検討を行う（近隣の自治体や導入予定のサービスを実装済みの自治体へのヒアリングも有効）。

事前に類似サービスを提供している複数の事業者から情報提供を受け検討することで、ニーズを満たしているサービス水準や機能を把握し、より事業効果を高める仕様書の作成や事業者の選定を実施する。

導入するサービスに関して委託事業者と情報連携を行うだけでなく、定期的に議論の場を設け、事業者の提案内容をベースとしてサービスに具備する機能の優先順位を検討し、利用者の意見やニーズを取り入れながら実装を進める（一部のテスト運用を行っただけで、順次対象を拡大・本格実装する手法も有効）。

デジタル実装タイプ（TYPE1/2/3/マイナンバーカード利用横展開事例創出型）の全ての事業概要（R4年度補正分）を地方創生ホームページに掲載しております。事業の概要や事業費、KPI等が掲載されておりますので、事業組成や類似事例の検索、実施計画の作成に当たり、ご活用ください。

内閣官房・内閣府総合サイト「地方創生」

<https://www.chisou.go.jp/sousei/about/mirai/policy/gaiyou/index.html>

地方創生 > 施策 > 地方創生未来技術支援窓口 > デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ） > 交付対象事業の概要 分野・都道府県別（令和4年度第2次補正予算）

交付対象事業の概要 分野・都道府県別（令和4年度第2次補正予算）

デジタル実装タイプ TYPE1

<分類別>

分野別事業一覧

行政サービス 住民サービス 教育 文化・スポーツ 医療・福祉  
子育て 交通・物流 防災・インフラ 農林水産 産業振興 観光

<都道府県別>

(1)北海道

北海道

(2)東北

青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県

(3)関東

茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県

(4)中部

新潟県 富山県 石川県 福井県 山梨県 長野県 岐阜県 静岡県 愛知県

(5)近畿

三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県

(6)中国、四国

鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県

(7)九州・沖縄

福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県

デジタル実装タイプ TYPE2

デジタル実装タイプ TYPE3

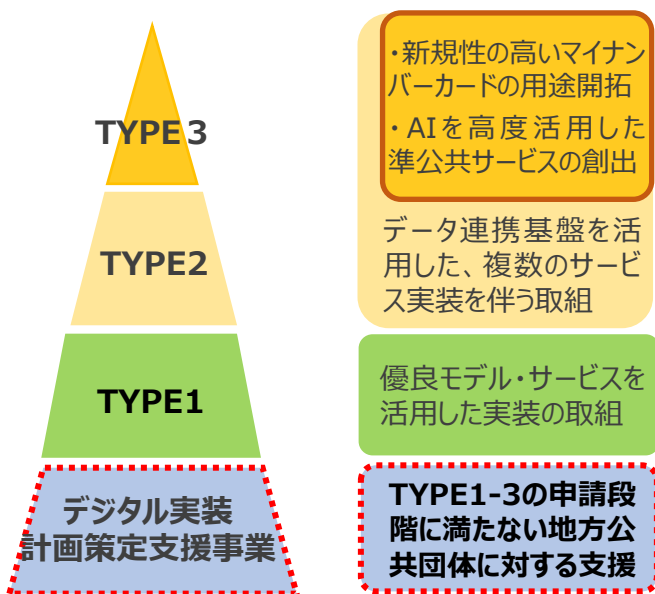
デジタル実装タイプ マイナンバーカード利用横展開事例創出型

## 6.【関連事業】デジタル実装計画策定支援事業

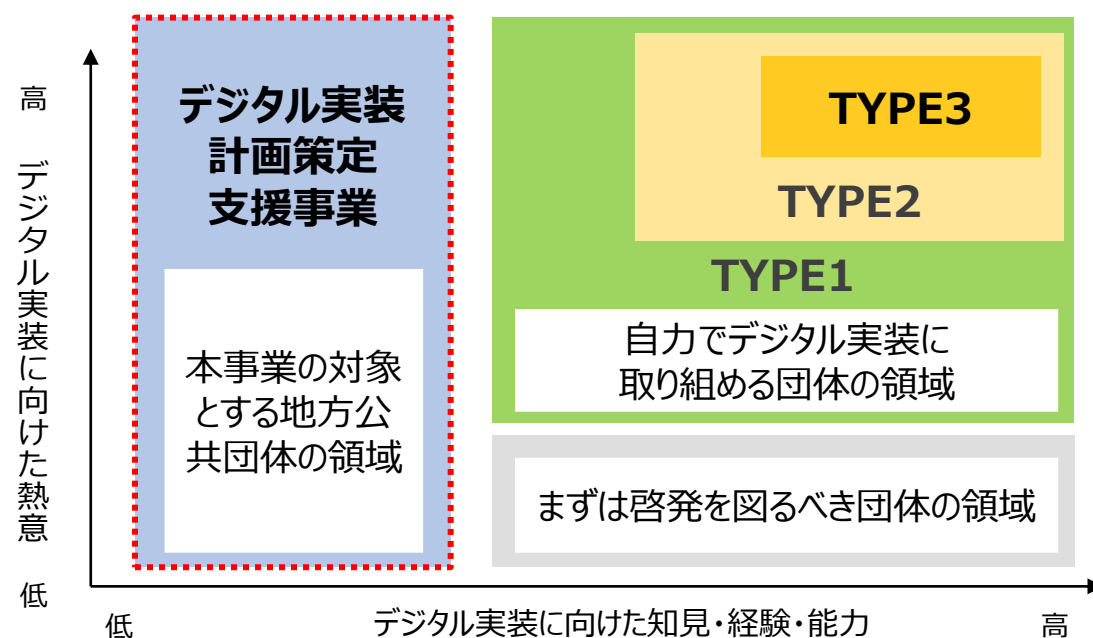
※本事業は交付金の一類型ではなく内閣府の個別委託事業です

デジタル技術を活用した地域の課題解決等に向けて取り組もうとする熱意はあるものの、地域課題の設定や導入サービスの選定、推進体制の構築、実装計画の策定などに不安を感じている地方公共団体を対象に、デジタル実装に向けた取組に対する伴走支援を実施します

## <デジ田交付金デジタル実装タイプの位置付け>



## <伴走支援の対象となる団体の位置付け（イメージ）>



## <本事業のターゲット像>



自治体の担当者  
（実際の声）

- ・ノウハウや知識がなく、どの地域課題にデジタル実装ができるのかが分からない
- ・他業務と兼務していたり、いわゆるひとり情シスの状態のため、デジタル実装に向けた十分な検討ができない
- ・人口規模が少なく、デジタルサービスの費用対効果が分からない
- ・デジタル関連企業との協働経験や接点がない
- ・財源が限られている中、デジタル実装を進めていかなければならない など

# 本事業で募集する3つの類型について

地域へのデジタル実装に対する通年での伴走支援に向けて、既存の類型①・②に加え、次年度からは新たに類型③として広域連携事業推進枠を設け、支援先団体を募集します

## 市町村単独支援枠

### 【類型①】

- ・市町村単位の募集（デジタル実装タイプ(地方創生テレワーク型を除く)及びデジタル専門人材未活用の市町村を対象）
- ・採択団体は、国の伴走支援を受けながら、デジタル実装計画を策定



## 都道府県包括スキーム枠

### 【類型②】

- ・都道府県と地元デジタル関連事業者の連携体制単位での募集
- ・都道府県及び地元デジタル関連事業者は連携して、国の支援を受けながら、対象とする管内市町村への通年の伴走支援を実施（デジタル実装タイプ(地方創生テレワーク型を除く)及びデジタル専門人材未活用の市町村を対象）
- ・選定された市町村は、伴走支援を受けながらデジタル実装計画を策定



## 広域連携事業推進枠

### 【新設】 【類型③】

- ・都道府県 + 管内の複数市町村または複数の市町村単位の募集
  - ・採択団体は、国の伴走支援を受けながら、TYPE2/3の申請を前提とし、広域での共通サービスの導入に向けたデジタル実装計画を策定
- ※熱意のある市町村との連携も想定されるため、デジタル実装タイプの活用団体が含まれていることも許容



## (各類型の狙い)

デジタル実装に対する熱意はあるが、ノウハウや経験のない団体を後押しする

デジタル実装に対するノウハウの少ない団体を、都道府県と地元デジタル関連事業者によって引き上げる

デジタル実装に対するノウハウの少ない団体も含め、同様の課題を抱える複数の団体が連携した取り組みを後押しする

## 7. デジタル実装タイプ：TYPE1/2/3等のスケジュール



# デジタル実装タイプ：TYPE1/2/3等のスケジュール

各TYPE等毎に一部スケジュールが異なるため、必ず確認の上余裕を持った提出に御協力願います。  
特に、事前相談及び実施計画の締切日時に御注意ください。 ※TYPESスケジュール目安はQA参照

項目		TYPE1	TYPE2	TYPE3	(参考) デジタル実装計画 策定支援事業
事前相談	開始日	12月13日(水)	12月27日(水)	12月12日(火)	
	締切日	<b>1月19日(金)10時</b> (1月26日)	<b>事業性：1月22日(月)13時</b> <b>モデル性：2月19日(月)13時</b>	1月31日(水)	
実施計画	開始日	2月8日(木)	2月27日(火)	2月1日(木)	
	締切日	<b>2月15日(木)10時</b> (現時点で未定)	<b>3月5日(火)10時</b>	<b>2月28日(水)</b>	
審査期間		(内示・公表、交付決定) 3月中旬	(内示・公表、交付決定) 3月中下旬	3月上旬	
交付決定		4月1日(月)	4月1日(月)	(採択内示) 3月下旬	

※令和6年能登半島地震にかかる災害救助法の適用を受けた地方公共団体については、デジ田交付金の事前相談及び実施計画等の提出スケジュールについて、被災状況に応じ、個別に対応する。

※赤字は令和6年能登半島地震の被災を受けた地方公共団体の〆切の目安。

※「デジタル実装タイプTYPE2/3」については、すでに変則的に全体のスケジュールが後ろ倒しにはなっているが、事業性事前相談の〆切において期限までの提出が難しい該当団体は、個別に連絡いただきたい。

## 8. 予告





## 8 - 1 . 【予告】各府省施策との連携について



デジタル実装タイプTYPE1/2/3の採択事業において、各府省が定める一定の条件に取組が該当する場合は、交付決定後に当該事業と親和性の高い各府省施策に係る情報等を案内し、各府省と連携したワンストップ型の相談体制にて支援を行います（施策詳細・選定基準等は別添9を参照）

## ■ 農林水産省（農村振興局） 「デジ活」中山間地域関連事業



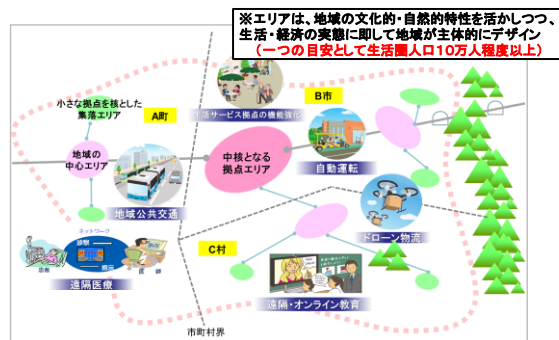
地域資源やデジタル技術を「活」用して地域の「活」性化を目指す！

中山間地域等において、農林水産業を軸とし、様々な産業分野と連携しながら、デジタル技術等を活用して社会課題解決に向けた取組によって活性化を図る地域を「デジ活」中山間地域として登録し、支援を実施する

農林水産カテゴリの取組

## ■ 国土交通省（国土政策局） 地域生活圏（国土形成計画）

<「地域生活圏」の形成で変わる地域の姿（イメージ）>



デジタルの徹底活用や官民連携により、地域の課題解決と魅力向上を図り、日常の暮らしに必要な生活サービスが持続的に提供されるエリアを「地域生活圏」と位置付け、その形成につながる取組を支援する

地域生活圏形成につながる取組

## ■ 経済産業省（商務情報政策局） デジタルライフライン全国総合整備計画



自動運転やドローン等のデジタル技術を活用したサービスの社会実装に必要なインフラを「デジタルライフライン」として位置付け、その整備方針に沿った取組に対し、伴走支援等を実施する。

※経産省において1月ごろまでに本計画の説明会を開催予定（別添9参照）

自動運転・ドローン等を活用した取組

## 8 - 2. 【予告】 TYPES (デジタル行財政改革先行挑戦型)



# デジタル実装タイプ：TYPES（デジタル行財政改革先行挑戦型）

- 「デジタル行財政改革」の基本的考え方に合致し、**将来的に国や地方の統一的・標準的なデジタル基盤や持続可能な行財政基盤につながる見込みのある地方自治体の先行モデル的な取組**について、プロジェクト推進に要する経費を支援。
- 具体分野及びサービスは、デジタル行財政改革事務局が**主な改革分野として指定する分野から、社会変革につながるような取組について、各2件程度**が補助対象（※各府省における実証等の補助金がある場合は対象外）。
- 審査に関しては、デジタル行財政改革事務局の**各分野を所管するチームと連携し、選定予定**。執行段階においても、EBPMや利用者起点の観点から、伴走支援を実施。

## デジタル行財政改革の基本的考え方

1. 地域を支える公共サービス等に関し、システムの統一・共通化等で現場負担を減らすとともに、デジタルの力も活用してサービスの質も向上。
  2. あわせて、デジタル活用を阻害している規制・制度の徹底的な見直しを進め、社会変革を起動。
  3. EBPMの手法も活用し、KPIや政策効果の「見える化」を進め、予算事業を不断に見直し。
- これらにより、豊かな社会・経済、持続可能な行財政基盤等を確立

## 主な改革分野



※ 先行挑戦地域を手厚く支援するTYPESの趣旨に鑑み、R5補正で支援したPJについて、翌年度以降、TYPESにおける採択は行わない。（必要に応じてTYPE1/2/3や各府省補助金等を活用。）

## <費用スキーム>

事業費上限 **5億**

行財政改革プロジェクト推進費用

**3/4補助**

主な改革分野から  
**6** 分野程度、各 **2** 件程度を想定  
※基準を満たすものがなければ0件

委託調査費：**3億**円程度

利用者起点、EBPM、  
業務効率化・財政改革  
に向けた伴走型支援

最大上限  
**48億**程度  
のウェイトを想定

※国費ベース

**<デジタル田園都市国家構想交付金 デジタル実装タイプ<sup>°</sup> 制度全般／デジタル実装計画策定支援事業>**

内閣府地方創生推進室／内閣官房 デジタル田園都市国家構想実現会議事務局

担当：小野、鈴木、小林、番匠（担当参事官：景山 忠史）

電話：03-6257-3889 Eメール：[digitaldenen-kofukin.f7k@cao.go.jp](mailto:digitaldenen-kofukin.f7k@cao.go.jp)

**<デジタル田園都市国家構想交付金 デジタル実装タイプ<sup>°</sup> TYPE2/3 モデル性審査、モデル仕様書>**

デジタル庁 デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ TYPE2/3）担当

担当：野口、永田、堀、渡邊（担当参事官：松田 昇剛）

電話：03-6872-6250 Eメール：[dd-type2.3@digital.go.jp](mailto:dd-type2.3@digital.go.jp)

**<デジタル田園都市国家構想交付金 デジタル実装タイプ<sup>°</sup> TYPES>**

内閣官房 デジタル行財政改革会議事務局

※TYPESの詳細については、年明け以降お知らせいたします。

※情報、回答の統一的整理のため、原則メールでの問い合わせをお願いします。